

いふことになつたのであります。

序に、産業といふことを申し上げますが、産業といふのは讀んで字の如く生産業であります。農業が土地から米を作り出し麥を作り出す、無きものから有るものを作り出すのだから、産業たることは實に明白である。漁業ならば、海に遊いで居るものを、所謂飯粒で鯛を釣る、釣上げるのであるから、これ亦生産するといふことが吾々に分る。所が、工業になると、生産と云うても、物質に於きまして、別に分量とか何とかは變化しない。併しながら、形を作り變へて、吾々に未だ無かつた物を作り出してくれるから、生産であるといふことはまた明白である。しかし、商業といふのは、場所と時間とを變へることに依つて、物の價值を増すことに外ならんから、商業は生産する業ではあるまい。さういふ風に端的に取つてしまへば、商業は産業ではない。所が、商法に於て商行為とは何ぞやといふ定義において、商と工とを含ませて居る。商業と工業のことを、商法に於て商行為として規定して居る。だから、工も商賣である。なせ商賣であるかといふと、資本主義經濟組織の下におい

ては、工業をやつて物を澤山作り出して居るといふことは、金を多く欲しいからである。金を多く欲しいといふことは、もつと端的にいへば、購買力を餘計欲しいのである。貨幣を欲しいといふことは、貨幣そのものを欲しいといふのではなくて、貨幣に附着する購買力を欲しいといふことであります。かやうに、工業に従事して居る人も金が欲しいのであるならば、別に商業に従事してゐる者との間に區別はないことになります。同様な考を進めて行くと、農業者だつて、米の絶對量の多きを望むよりは、米の賣却代として受取る貨幣に附着する購買力の大きいことを希うてゐるのであります。かやうに、今日の産業は總て營利的に、商業的になつて居るのではない。随つて、わざ／＼産業の中から商業だけを除外といふことは可笑しい。今日は、農業にしても、工業にしても、漁業にしても、鑛山業にしても、總てが商業的ではないか。だからして、商業を産業の中から除く必要はあるまいといふので、産業の中に入れることもある譯であります。嚴格に云ふと、商業は生産してゐるのではないが、産業として成立つといふことは、資本主義經濟の特質でもあるといふ

ことになります。かやうに、産業は、商業を含めて廣くも理解出来るといふわけではありません。今日、實業教育とか産業教育とかいふ言葉が使はれて居るのでありますが、實業といふ時には、初めからそんなことを問題にせず、商業を含ませて居ることはいふまでもありません。學校系統では、産業教育といふよりも、實業教育といふことが多く、文部省にも、實業學務局があつて、産業教育局のないことは、御承知の通りであります。ところで、

我が國ノ産業 資源ノ開發 技術ノ進歩

というて、「資源ノ開發」とか、「技術ノ進歩」とかを取り入れたことは、新要目の一進歩だと考へます。しかも、

我が國ノ産業ニ於テハ農業・工業・水産業・鑛業等ニ就キテ述べ其ノ聯關ヲ説クニ當リ商業トノ關係ニ説及ブベシ

技術ノ進歩ニ於テハ近代ノ科學的技術ノ外ニ我が國民固有ノ技術ニ説及ビ併セテ發明發見ノ重要意義ヲ説クベシ

と注意し、通牒で、

「産業」ニ於テハ先ヅ農業・工業・水産業・鑛業等我が國ノ主タル産業ノ沿革及現況ヲ略述シ分業組織ノ下ニ於ケル各種産業ノ任務及經營ト種々ノ産業助成機關トヲ知ラシメ進ンデ産業發展ノ要件タル我が國ノ資源及技術ノ實況ヲ説キ資源ノ開發ト技術ノ進歩トノ重要ナル所以ヲ明ニスベシと、それを敷衍致してをります。

技術の進歩に關する説明の調子をお傳へするために、拙著「新撰日本公民科教本」から、その部分をこゝに引用致しませう。

一 技術の進歩

技術の意義 技術とは、一定の目的を達するための行動の仕方を意味する。されば、産業上の技術といへば、一定の生産物を得んがために必要とされる、計畫的な手續の全體のことである。既に述べたやうに、技術は、智能資源の結晶たる發明によつて、我等に與へられるものであつて、單なる自然の所與ではないのである。人

間が、自然の所與に勞働を加へて財を生産するに當り、道具を用ひて、勞働の能率を高めることを實行したときに、技術を發明したわけである。勞働が、直接に消費財の生産に向けられず、生産の技術たる道具の作出に向けられることは、所謂間接生産であつて、人間のみに能くし得るところのものであり、この點よりして、人間は道具を作出する動物といはれてゐる。人間の智能資源が開發されて、道具から機械へ、機械から装置へと、技術の進歩が續けられ、それとともに、それを用ふる人間の企業能力と結合して、異常なる産業の發展を來してをるのである。

道具と機械 道具は、之を動かす力（原動力）を、與へられたまゝの形で、物に働かせるに過ぎないが、機械は、原動力を、異なる性質の力に變形して、物に働かせるのである。例へば、同じ電氣の力によつて動かされてゐながら、甲機械は新聞を印刷し、乙機械は靴を製造し、丙機械は列車を牽引するが如きである。而して、機械が道具とは異りて、原動力の性質を變形し得るのは、機械が所謂配力機構を有するからである。かくて、機械とは、直接に物に働きかける作業機と、それを動かす

動力機とが、動力機と作業機とを結合せしめる配力機構によつて、統一せしめられた技術の全體を意味することゝなる。道具が複雑化して作業機となり、その作業機が、人力以外の新動力の發見と、それを技術化した動力機の發明とに伴ひ、新しい配力機構のうちに取込まれて、近代的機械が出現したのである。

近代的機械 第十八世紀において、從來の生産方法を一變して、家内工業を工場工業に變せしめた産業革命の火蓋は、作業機の出現によつて切つて落されたのである。その後、動力機の著しい進歩と、人間の底知れぬ構想力に基く新配力機構と相俟つて、作業機も愈々精巧を極めるやうになり、こゝに、近代的機械の完成を見ることが、同時に、機械が世界を動かす時代を招來したのである。さて、作業機は、生産の種類に應じて千態萬様であるから、その進歩を概説することは困難であるが、動力機は、原動力が新たに發見せられた順序に従うて、その進歩の跡を辿ることが出来る。即ち、動力機としては、先づ蒸氣機關の發明があり、それが、當時既に或る程度まで發達してゐた作業機と結びついて、産業革命を成就せしめたことは、人のよ

く知るところである。次いで、水力タービン・発電機・蒸気タービン・内燃機関等が、第十九世紀の中葉四五十年間に發明せられ、それが各種産業に用ひられるに及び、如何に大きな進展を産業界に齎したかは、更めていふまでもないであらう。

装置 道具と機械との外、近代において、特に重要視さるべき技術は、装置である。各種の反應器・各種の窯爐・濾過器・蒸溜器・蒸發罐・蒸氣罐・ガス吸収器等が、装置の主なる種類であり、装置を主とする産業、即ち装置産業には、化學工業がある。石炭を石油に變じ、木材から紙・人絹・人織等を製造し、米から日本酒を、麥からビールを醸造するが如き、或はまた、製陶・製肥・製糖・製藥等の如き、すべて、装置産業に屬するのである。

二 技術の使用

手・技術を使用するものは人間であり、人間の手である。かやうに、手は技術の主人であるとともに、また、技術そのものでもある。特に、技術の進歩してゐなかつた時代には、手を原動力とし、手の延長としての道具を用ひて、生産に従事して

ゐたのである。かやうな時代には、器用な手といふことが、大きな強みであつた。技術が進歩した今日においても、なほ、機械化・装置化され得ない生産の部分が存してをり、更に、機械化・装置化された生産にも、藝術的要素の要求される部分があり、その領域において、器用な手は高く評價されてゐる。我が國民が、由來、器用な手を以て世界に知られてをり、その精巧・緻密な工藝品は、世の絶讃を博してゐるのであるが、この誇るべき手を、近代産業においても、生かして働かせるやうな工夫がなくてはかなふまい。農村の工業化として、機械の部分品製造に従事するといふが如きは、その一策である。

原動力 手を原動力として見れば、實に微弱なものである。機械も、人力乃至動物力を原動力として運轉されてゐた間は、さして威力を發揮しなかつたのであるが、人力乃至動物力から獨立したエネルギーが、機械を動かすやうになつて、當るべからざる威勢を示すやうになつたのである。而して、原動力としては、石炭・石油等のやうに、その素材内に潜在する熱エネルギー、即ち、間接的な自然力と、風力・

水力等のやうな、本源的なエネルギー、即ち、直接的な自然力とが用ひられてゐる。孰れも、重要であるが、動力機が、蒸氣機關から内燃機關へと進んだ結果として、石炭よりも石油が重んぜられ、水力は、水力發電機の出現によつて、風力利用を完全に壓倒してしまつた。しかも、水力は、太陽熱の作用により、自己循環の無限運動を續けて、河水となるのであるから、存在量に限度のある石炭・石油等とは異り、永久に利用することが出来るのである。我が國が、地勢の關係上、發電に利用し得べき水力を豊富に恵まれてゐることは、既に述べた通り、欣快に堪へざるところである。

技術に對する心構へ 技術は、生産の手段であり、生産は人間の手段である。されば、常に、人間にとつての生産であり、技術であることを忘れてはならぬ。明治維新以來、廣く知識を世界に求めて、大いに皇基を振起することに邁進し來つた我が國民は、技術の攝取と創造にも、不撓不屈の努力を重ねて、産業日本の名を世界に高からしめてをる。技術の改良進歩を圖るためには、科學的精神の陶冶を重視し

なければならぬが、技術そのものに對する我等の態度は、技術をどこまでも、目的達成の手段として見るといふところになければならぬ。而して、その心構へとしては、自然に従うてのみ、自然を征服し得たやうに、技術に忠實であることによつてのみ、産業の躍進を期待し得るものなることを、體認すべきである。

14 流通

貨幣ト物價 商業 金融

本項ニ於テ適宜交通ニ關スル事項ニ説及ブベシ

此處へ交通を入れて居る譯であります。通牒の方を見ますと、先づ

「流通」ニ於テハ廣義ノ産業ノ中特ニ商業ヲ中心トシテ流通ノ大要ヲ明ニスルコトヲ主眼トシ

とあつて、此處で「廣義ノ産業」といふ言葉を用ひて居ります。前の方は狹義の産業であつたわけでありませう。廣義に於て産業と云へば、商業をも含む譯であります。

先ヅ貨幣ノ職能及現行制度ト價格及物價ニ關スル事項トヲ説キ

言ふ迄もなく、価格は個々の物の値段であり、物價は貨幣購買力の半面でありまして、物の値段の上り下りを、全體として示す場合の表現であります。

次ニ財貨ノ配給ニ當ル商業ノ任務及經營ヲ述べ進ンデ資金ノ配給ヲ掌ル金融ノ使命及金融機關ニ就キテ説明スベシ

少しく、排列を異にして居りますけれども、別に舊要目と變つて居る譯ではありません。

15 財政

我が國ノ財政 豫算ト決算 租税 官業 公債

「財政」ニ於テハ先ヅ財政ノ意義ヲ説キ財政ト國民經濟トノ關係ヲ明ニシ次ニ豫算ト決算、歳入ト歳出ニ關スル事項ヲ授ケ更ニ租税ノ意義及種類ヲ述べ納税義務ノ重ンズベキ所以ヲ力説シ尙官業及公債ニ關スル事項ヲ授ケ公債ニ對スル國民ノ協力ニ説及ブベシ

「國民ノ協力」といふことが、此處にも出て居る。公債といふやうなことは、舊要

目では、地方債等は地方自治のことを話す際に説くことにして居り、豫算等についても、兩方に説かれて居つたのでありますが、新要目では、一般に豫算のことについて述べるのでありますから、國の豫算を主體にして居るのであるけれども、矢張り全體として、地方の財政のことにも、何等かの姿で觸れることが妥當であらうと考へます。何となれば、舊要目では地方財政のことは、地方自治の所で述べたですけれども、今度は財政のことを一纏めにして説明する形になりましたから、さういふ風な點にも矢張り注意を拂はれて、實際教授される時には、地方財政についても相當の考慮を拂はれたのであります。でありますから、租税なども、國税ばかりでなく、地方税といふやうなものも入れ、官業といふ中に、理論的にいへば問題ですけれども、地方の公企業も入れねばならぬ譯であります。しかし、地方自治を授けた時に、既に説明されてゐるなら、勿論それでよいのであります。

16 海外發展

我が國ノ貿易 移植民ト拓殖

「海外發展」ニ於テハ先ヅ貿易ノ發達ガ國力ノ増進上極メテ重要ナル所以ヲ明ニシ我ガ國ノ貿易ノ情態ヲ知ラシムルト共ニ貿易助長ニ關スル政策ノ大要ヲ授ケ進ンデ移植民及拓殖ノ重要ナル意義ヲ理會セシメ我ガ外地ノ拓殖、滿洲國ノ開發、外國移住等ニ就キテ説キ大ニ海外發展ノ精神ヲ鼓吹スベシ

「海外發展」の所では、舊要目の「我ガ國ノ産業」の中に含まれて居た貿易といふものを切離して、海外發展の方に入れて、理論的の體系を完うすることにした。今日の我が國貿易が、如何に進歩して居るか、またその事の故に諸外國から壓迫を如何に受けて居るか、さういふ風なことは、海外發展と強く關係する所であるから、貿易のことをこゝに入れ、更に進んで、移植民、拓殖といふやうに説いて行かうといふのであります。移民及植民と拓殖といふことの分け方でありませんが、言ふ迄もなく、人に關する海外發展を移植民と云ひ、事業を中心とした海外發展を拓殖といふ、斯ういふ建前であります。拓殖といふのは、事業的海外發展、移植民といふのは人的海外發展といふことになります。

17 國民文化

我ガ國民文化 學藝・宗教・教育 國民文化ノ發展

「我ガ國民文化」「學藝」といふのを入れたのが、今度の要目の新鮮な所の一つであります。

「國民文化」ニ於テハ先ヅ文化ノ意義ヲ説キ我ガ國民文化ノ特色ヲ明ニシ就中學藝・宗教・教育ノ大要ヲ述ベ學問ノ進歩、教育ノ振興、藝術ノ發達其ノ他國民教養ノ向上ガ國運ノ進展上重要ナル所以ヲ知ラシメ進ンデ國民文化ノ創造發展ニ貢獻スベキコトヲ力説スベシ

文化の定義は、申し述べる必要はあるまいと思ひますが、文化といふのは、自然に對して吾々人間が或る形態を狙つて加工する、その加工を續けて行くプロセスであります。日々の生活が文化であるとともに、左様にするこゝによつて残るところのものがある、それが文化財なのであります。吾々はその文化財を食うて生きて居るのである。文化財を食ふといふ以上は、國民生活に於て、文化といふものが如何に

重要な意味を持つか、判る。文化は、精神的なものばかりでなく、物質的文化も文化たるに相違ないのであるから、経済も文化、法律も文化、政治も文化といふことが出来ます。しかし、さういふ文化の意義については、總論的には述べるとして、此處では、特に學藝と宗教と教育のことを述べて、さうして、主として精神的な文化、特に教養と関係の深い所ものを此處に擧げて、如何にこれ等の文化が國民生活の向上に資し、同時に、國運發展に貢獻するものであるかを説くのであります。舊要目には、「宗教」といふ單獨の課があつたのをやめて此處に入れた譯は、先程申上げましたが、「教育」についても、事情は同様であります。

この機會に、憲法第二十八條の信教の自由と神社との關係について、一言申上げて置きたいと思ひます。憲法第二十八條は、國民の信教の自由を定めた條文であります。信教の自由は絶対の自由ではなく、二つの制限がある。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨」げない「限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」るのであり、大本教は、安寧秩序を妨げる信仰箇條を有つた宗教（公認の宗教ではなかつたが）であつた、それ故に

彈壓された。また、扶桑教の一派として取扱はれて居た所の「ひとのみち教團」も、安寧秩序を妨げる信仰箇條を有つた宗教であつたから、禁壓されたのであります。即ち、我々は絶対的な信教の自由を有つて居るのではなくして、安寧秩序を妨げない限度に於てあるといふことが一つ。次は、「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」の自由であります。ところで、「臣民タルノ義務」とは何か。憲法上の二大義務たる兵役の義務、納税の義務は勿論それに含まれる。この憲法上の二大義務以外に、憲法を重んずるといふことがなくてはならぬ。これがなければ、その憲法上の義務も根據を得ない譯である。即ち二大義務の根柢として遵法の義務がある。この遵法の義務、納税の義務、兵役の義務、これ等は非常に重大な義務であります。また、教育の義務といふことも人は知つて居りますし、選挙も義務として理解され得ると思ひます。随つて、或宗教が、法律に従はなくても宜い、税金を納めなくても宜い、義務教育なんかやらなくても宜い、選挙なんかしなくても宜いといふやうなことを信仰箇條としてをるとすれば、それは許されない譯であります。然らば、國民の義

務といふことは、今述べた五つだけの義務で盡きるかといふと、日本臣民として生きて行く上に於ては、尙包括的な義務があります。箇別的義務の外に、日本臣民として忠實に日本臣民たるの道を履んで行くべき義務がある。さういふ義務の中には、神社に参拝する義務も當然含まれて居る。或は、義務以上だとお考へになる方がおありになつて、神社参拝の義務と申しますと、神社参拝の精神がうつらぬと思ひになるかも知れませんが、法律的に申しまして、義務的性質を具有するものであると申してをる譯であります。神社に参拝するといふことは、本來、國家的生活であり、随つて、神社に参拝することも、臣民たる義務の履行と云ふことになるのであります。かくて、神社に参拝してはいけないといふことを信仰箇條とする宗教には、信教の自由が認められないといふことになり、そこに、神社と宗教とは明白に區別されながら、共存し得る根據を見るわけであります。

左様な次第で、神社のことは内務省の神社局が扱つて居り、宗教のことは文部省の宗教局で扱つて居るのであります。併しながら、現實の生活に於ては、例へば出

雲大社に参拝したと云つても、官幣大社の出雲大社に参拝したのか、隣に軒を並べて居る大社教の本院にお参りしたのか、恐らく知らん者が大部分を占めてゐるであらう。それほど、宗教たる十三派神道の神殿と、國家の宗祀である神社との間に、國民の意識上區別がついて居ないといふのが、國民生活の現實であり、そこに可なりむつかしい所がある。教育者諸君としては、その神社、國家の宗祀である所の神社と、教派神道との區別を明白にしてかゝるといふことが、實に重要なことになるのであります。それさへ明かになつて参りますならば、天理教、黒住教、禊教、扶桑教、御嶽教、大社教といふやうな十三派神道は、宗教であるから、これは各人の信仰の自由に委せる、参ると参らないとは各人の自由である。併しながら、神社参拝は、神社の國家的な祭祀に吾々臣民が参加することであつて、これは國民たるの務めの履行に外ならないといふことが、肚の底から納得が行くこと、存じます。

なほ、こゝで「宗教」のことを授けるといふことは、明治三十二年の宗教教育を學校教育上禁ずるといふ訓令と、別に關係のないことである。あの訓令は、既成宗

教教育を公立官立の學校でやつてはならんといふ規定であります。併し、中學校令、高等女學校令に依らない私立の學校なら、程度が如何に高く、自から中學と稱し女學校と稱する覺悟さへあれば、宗教々育をやらうとすれば出来る。中學校、高等女學校令に依る學校に於ては、既成宗教の教育は出来ない。三十二年の訓令はさういふことになつて居る。併しながら、超宗派的・通宗教的な宗教心の陶冶といふことは、本當の愛國心は宗教心と結びつくことに依つて實現されるのであるから、今日の學校教育に於ても、大いに重要視されて居る。ところで、本課において云つて居る宗教は、既成宗教のことであり、かゝる宗教が、如何に、我が國民文化に深く關係して居るかといふことを説くことにしてをるのであります。随つて、宗教心の陶冶といふことを目指してゐる譯ではありません。既成宗教による宗教心の陶冶は、各人の信教の自由に基き、家庭生活と關聯して説くことになつてゐるわけでありません。要するに、此處で宗教というてをるのは、制度的なものであつて、宗教が如何に國民文化と深い交渉を有するものであるかを説くのであります。

「國民文化ノ發展」において、この發展といふことは、創造といふ風に考へて見ると宜いと思ふ。我々の國民生活は、文化を攝取するに始まつて創造するに至る、創造するに至らなければ、國民生活の高揚を見ることは出来ない。だから、文化を創造するの生活は、國民生活として精髓をなす譯であります。それに拘らず、國民文化の創造といはないで、國民文化の發展としたわけは、國民文化の創造とすると、今までなかつた國民文化が急に造れるかのやうに映るから、今までの國民文化に、益、創造作用を加へて、段々と發展せしめる。だからして、創造に外ならんけれども、元來あつた所の國民文化を益、良きものにして行くのだといふ意味で、國民文化の發展といふ一つの小題目を置いたのであります。かやうな立場から、舊要目では、それぞれ一課をなして居た宗教とか教育とかいふものを、こゝへ持つて來た。さうして、國民文化といふことを全體として授け、なほ、學藝を入れて潤ひのあるものにしたのであります。

18 國防ト國交

舊要目に於ては政治組織を一應終つた所で、「國交」と「國防」とが出て來てをうたのに、今度はなせ此處で説くことにしたかといふと、一體、國交において、如何に外務大臣一人が頑張つて見た所で、如何に外交官が樽俎折衝の間によく富樓那の辯を振はうとも、國力充實せず、國運の隆々たるものがなければ、實效を收めることは出來るのである。國民が後に強い力を以て控へてゐて、それを應援することがなくしては、外交もその效を收めることが出來ません。國防亦然りであります。而して、左様な國力の充實といふことは、先づ卑近な所から云へば、體力の増進、國民體位の向上、それが先づ最初に來るであらう。さうして、國民經濟—大いに富み榮えて國富が増すといふことがなければならぬ。國民の體位が向上して、國民の富が段々増して來て、而して、國民精神が剛健である、さういふ風に、あらゆる調子が揃ふことに依つて、本當に國交と國防の實が擧がるのであるとすれば、「國防と國交」を、單なる政治組織の次に擧げるといふことは、妥當ではない。段々説き來つた後に、これ等の力が綜合されて、國交と國防とがその效を收めることが出來る

のであるといふ意味を示す爲には、此處へ持つて來るのが妥當であるといふので、かやうに後に廻した次第であります。

國防ト兵役 國防ト國力 國際協力 國交ト國民

「國防ト國交」ニ於テハ先ヅ國防及兵役ノ重要ナルコトヲ説キ國防ノ完備ガ國力ノ充實ト舉國一致ノ協力トニ俟ツベキ所以ヲ力説シ進ンデ國交ノ親善ト國際協力トノ必要ナルコトヲ述べ國交ニ對スル國民ノ自覺ヲ喚起スベシ

國交については、國際聯盟脱退の時の詔書に、

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈々信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各々其ノ業務ニ淬勵

シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖
 猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

と仰せられた聖旨を、深く心に銘して、此處で教へて貰はなければなりません。而して、「國際協力」「國交ト國民」等に於きまして、その基礎として、國民の間に、先づ體力、次いで經濟、更に國民精神の剛健といふ風な、あらゆるものが相一致することに依つて、國交と國防の實が擧つて來るのであるといふことを、此處で強く意識さして貰ふ、その爲にかやうに終りに説くことにしたのであります。

19 我が國ノ使命

世界ニ於ケル我が國ノ地位 我が國ノ使命 我等ノ覺悟

「我が國ノ使命」ニ於テハ先ヅ世界文化ノ概要ト世界ノ大勢トヲ説キ世界ニ於ケル我が國ノ地位ヲ明ニシ國史ノ成跡ニ鑑ミテ我が國ノ使命ノ重大ナルコトヲ自覺セシメ此ノ使命ノ達成ニ堪ヘ得ル大國民タルノ資質ヲ養フコトニカムベシ
 こゝで、全二年間の公民科の締めくゝりをしなければなりません。御參考までに、

拙著「新撰日本公民科教本」の、「我等ノ覺悟」の部分を引用致しませう。

覺悟は一つ

御民我等の自覺を貫き、東亞新秩序の建設に、欣然として参加し得るの用意がある、否、現に参加してゐると、肚の底からいひ切れるなら、覺悟はそれでよいのである。つまり、我等の覺悟は、我等が國家における地位を理解し、この理解の上に立つて、我等各自の行動を重んじ、各自の努力の如何が、國家の消長に關するものなることを確信し、この確信を實行に移し得る態度が涵養されてゐればよいのである。この覺悟さへ出來てをれば、泰山前に崩れようとも、恐れるところはないのである。

培はれた底力 いま、卒業を前にして、既往二年間に、公民科によつて培はれた底力を反省して見たい。

公民科ニ於テハ我が國民ノ政治生活、經濟生活及社會生活ニ關スル事項ヲ會得セシメ殊ニ我が國ノ特質ト是等ノ生活トノ關係ヲ明確ニシ以テ日本臣民タルノ信念ト憲政治下ノ國民タルノ資質トヲ養成スルコトヲ要ス

といふ一般教授方針に基き、政治生活・經濟生活・社會生活につき

我が國體及國憲ノ本義特ニ肇國ノ精神及憲法發布ノ由來ヲ知ラシメ以テ我が國統治ノ根本觀念ノ他國ト異ル所以ヲ明ニシ之ニ基キテ立憲政治及地方自治ノ大要ヲ會得セシメ殊ニ遵法奉公ノ念ヲ涵養スルコトニカムベシ

國民生活上必須ナル經濟ニ關スル事項ヲ授クルト共ニ國情ニ即シテ經濟生活ト國力發展トノ關係ヲ明ニシ以テ國民經濟ノ發達ニ貢獻セシムルコトニカムベシ

我が國固有ノ醇風美俗ヲ尙ビ協同生活ノ訓練ヲ重ンジ以テ公民的徳操ヲ養ヒ大國民タルノ資質ヲ育成スルコトニカムベシ

といふ目標の下に、それト陶治することに定められてゐるわけであるが、國家の期待に背かないだけの底力が、果して、我等に培はれてゐるであらうか。世に處し、事に當つて、妥當な判断が出來、しかも、それに基づき實踐躬行し得る態度が養はれてゐることが眼目であるから、右の態度さへ出來てゐるなら、學んだ事實の末節は忘れてゐても、敢て悲しむべきではない。知るも行はざるを、最大の恥辱とせねばならぬ。

ならぬ。

綽々たる餘裕 我等は、自信を以て、東亞新秩序建設のためにする新日本の長期建設に参加し、各自の職分を通して、政治・經濟・文化の各方面に互り、所期の目的を達成せんことを期する。それには、旺盛な積極的實行力と共に、それを包容する豊かな情操を缺いてはならぬ。明治天皇は、御製もてこのことを諭し給うてゐる。いかならむことある時もうつせみの人の心よゆたかならなむ

八 善處を望む

これで、新要目の趣旨は、大體述べ終りました。以上申上げましたやうに、新要目には、「教授事項」について、一々「教授事項取扱上ノ参考」として通牒が出てゐるのでありますから、どうか、通牒を教授事項の一部として、お取扱ひあらんとを希ひます。それから、高等女學校の分については、取立て、は申しませんでしたが、今迄申述べました精神を、女子教育の本義に照らして、適切なお取扱を期待

致したいと存じます。また、師範学校には、本科第二部があり、既に中學校や高等女學校などで、公民科を學んだ者が入つて來てをりますので、その公民科の要目をどう定めるかといふことは、大變むづかしく、私も實はどうして宜しいものか、成案もない状態ではありますが、新要目でも、

本科第二部

第一學年及第二學年

毎週一時

既修知識ノ整理及補充

小學校ニ於ケル諸教科目中ニ於ケル公民教材ノ研究

これだけしか定めてなく、細かい内容を持つて居ませんから、師範學校の諸先生の深き研究と實踐とを要求しなければなりません。これは、専攻科に於ても同様であります。この點については、師範學校の本科第二部の要目が出来たならば、尙宜かつたでもあらうと思ふのでありますけれども、遺憾ながら、此度はそこ迄行かなかつたのであります。師範學校關係の諸先生の御研究に俟つて、適切有效なる實施を

見たいものと存じます。

實業學校については、教授上の注意「五」について申し上げましたやうに、この要目だけでは、現在の實業學校のどれにも、直ちに適合するとはいひ得ないのであります。随つて、それ等の諸點については、深甚の御注意と御研究と並びに御實施を希つて止みません。

また、一般的に申しまして、土地の情況に依つて、この要目が必ずしも適合するとは思はれません。東京市を中心とする皆さん方には、外の地方と違つた御工夫が要ること、思ふのであります。それ等の點から御覽になつて、この要目の足らざる所は相當あると思ふ、また、御不満の點もあることでありませうが、最初に申し上げましたやうに、若しも、自分が立法者であつたならば、かうもしたであらうかといふ風な、さういふ愛に基く積極的批判の態度を持して、新要目の足らざる所を具體的に補完し、かつ、實踐に移して戴きたいと、最後にお願ひをして置きたいと存じます。

第二章 忠・孝・協の陶冶

一 時・處・位

公民生活の陶冶たる忠・孝・協は、人間の動かぬ「まこと」を、動く生活面において把握実践すべき公民道德に屬しますから、忠・孝・協は、深く人間の「まこと」に根ざしながら、時・處・位の制約の下に実践されねばなりません。變通といひ、差別といふことが、こゝでは重要な意味を有することゝなるのであります。

變通の道といふことについて、福澤諭吉先生は、「變通と云はゞ血氣の少年輩は遽に之を誤り認めて鄙怯なる遁辭など、思ふ者もあらんがよく心を平にして考へざる可らず弘安年中に北條時宗が元使を斬たるは之を義舉と云て妨げなからんされど此義舉は弘安に在て義舉なり若し時宗をして明治年間に在らしめ魯英の使節を斬る歟又は明治の人が時宗の義舉を慕ふて其義に倣ふことあらば如何ん之を狂舉と云はざ

るを得ず均しく外國の使節を斬ることなるに古は之を以て義と爲し今は之を以て狂と爲すは何ぞや時勢の沿革なり文明の前後なり都て時代と場所とを考への外に舍くときは何事にも便ならざるはなし何事にも不便利ならざるはなし變通の道とは正に此邊にある者なり」(「福澤撰集」四六頁)というてをられますが、傾聽すべき至言であります。道に二つはないといふことに拘泥して、非常時に處して、平時的態度の外に出ることの能きない者は、公民道德の實踐者ではなく、随つて、陶冶せられた公民ではあり得ないのであります。

差別の道について思ひ出でられるのは、「論語」の「葉公語孔子曰、吾黨有直躬者、其父攘羊、而子證之。孔子曰、吾黨之直者異於是、父爲子隱、子爲父隱、直在其中矣。」(子路第十三)といふ言葉である。我が刑法も之に同じて、「本章ノ罪(犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪)ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス」(一〇五條)と規定してゐます。この態度を一般的に説いて、「中庸」は、「君子素其位而行、不願乎其外。素富貴、行乎富貴、素貧賤、

行_二乎貧賤_一、素_二夷狄_一、行_二乎夷狄_一、素_二患難_一、行_二乎患難_一。君子無_二入而不_二自得_一焉。」
 いうてをります。かくて、「君君、臣臣、父父、子子。」（「論語」顔淵第十二）でありながら、臣子の實踐すべき道として、「君君たらすとも、臣は以て臣たらざるべからず、父父たらすとも、子は以て子たらざるべからず。」が妥當し、君父の精進すべき道として、「君之視_レ臣如_二手足_一、則臣視_レ君如_二腹心_一。君之視_レ臣如_二犬馬_一、則臣視_レ君如_二國人_一。君之視_レ臣如_二土芥_一、則臣視_レ君如_二寇讎_一。」（「孟子」、離婁章句下）が考へられます。

二宮尊徳翁が、「或曰、女大學は、貝原氏の著なりといへど、女子を壓する甚だ過たるにあらずや、翁曰然らず、女大學は婦女子の教訓、至れり盡せり、婦道の至寶と云べし、斯の如くなる時は、女子の立つべき道なきが如しといへ共、是女子の教訓書なるが故なり、婦女子たる者、能此理を知らば、齊はざる家はあらず、舜の瞽瞍に仕へしは、則子たる者の道の極にして、同一の理なり、然といへども、若し男子にして女大學を讀み、婦道はかゝる物と思ふは以の外の過ちなり、女大學は女子の教訓にして、貞操心を鍛鍊するための教なり、夫鐵も能々鍛鍊せざれば、折れず

曲らざるの刀とならざるが如し、總て教訓は皆然り、されば、男子の讀むべき物にあらず、誤解する事勿れ、世に此心得違ひ往々あり、夫教は各々異なり、論語を見ても知らるべし、君には君の教あり、民には民の教あり、親には親、子には子の教あり、君は民の教を學ぶ事勿れ、民は君の教を學ぶ勿れ、親も亦然り、子も亦然り、君民親子夫婦兄弟皆然り、君は仁愛を講明すべし、民は忠明を道とすべし、親は慈愛、子は孝行、各、己が道を違へざれば、天下泰平なり、之に反すれば亂あり、男子にして、女大學を讀む事勿れと云は、是が爲なり、譬ば教訓は病に處する藥方の如し、其病に依て施す物なればなり。」（「二宮翁夜話」一五六話）と、懇ろに教示せられてをることとは、言は平俗に似て意は甚だ深長であります。

我が公民生活の陶冶理想たるべき忠・孝・協も、その公民道德的性格に基き、「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」との普遍全體的な道を、「時」において現時の、「處」において我が國の、「位」において各自の職分の、それぞれ具體的制の下に具現せしめられねばならぬ。この用意を缺き、「學」と「教へ」とを

混同し、理論と実践とのけじめを忘れた公民道德観は、以て、公民教育の目的となることは能きぬ(拙稿「公民道德概説」、公民教育研究第一輯所収参照)。特に、非常時局下における國民教育の陶冶目標たらしめることは、思ひもよらぬところでありませぬ。

二 孝——孝行慈愛

人間の協同生活の最も明白に觀取されるのは、家親族生活に於てであります。家の成員はその家長(戸主)たると家族たるに論なく、全體者たる家から賦與せられた役割を演ずることによつてのみ、よく成員たり得てをるのでありますが、家は現に生存する成員の外、既に死者となれる者にも役割を賦與して成員たらしめてをります。家は、かやうに現存成員とともに、死亡成員をも併せ含むものであるから、現在の家長も死者たる家長に對しては、家族の地位に置かれてゐるわけであつて、絶對的な家長ではありません。祖孫相續により、歴史的に存續する家を、いはゞ、中宿的に管理する地位に就いてゐるに過ぎないのであります。

しかし、人間の生活が家の成員としての生活に覆はれ盡くすわけはなく、父は同時に父でなき官吏、株主、クラブ員等であり得るし、子は子でなき軍人、學生、店員、青年團員等であり得る。かやうに、人間の生活は家の成員としての生活を越えても擴がつてゐるのみならず、家の成員たる資格においてさへ、或は家族の特有財産(民七四八條)といひ、或は妻の特有財産(民八〇七條)といふ如き、家の全體性を否定する振舞が認められてゐます。更に、家産を認めない我が民法は、家の財産の主體を戸主と做すことによつて、よしんば、戸主に家族を扶養すべき義務を負はせてゐるにせよ(民七四七條)、財産生活における家の全體性を、明白に壞つてゐるのであります。この點に即していへば、我が家族制度は崩壊過程を辿りつゝあるものといはねばならぬやうに見えますが、崩壊と見られるのは、たゞ財産生活に關する部分に限られ、成員の個別性に基く生活の可能性を、家の全體性の立場から制限する態度は、今日において、決して崩壊してをりませぬ。また、崩壊せしむべきではありません。

家族制度に中心を置く我が家親族生活において、特に重視せられてゐるものに親

子關係の道がある。「二宮翁夜話」には、「おのが子を恵む心を法とせば學ばずとても道に到らん」と詠んで、親心があらゆる道の根源たることを示してをり、「論語」には、「君子務_レ本、本立而道生。孝弟也者其爲_レ仁之本與。」(學而_{第一})と斷じまして、子心が仁の本源たることを述べてをり、また、「大學」には、右の兩者を併せて、「爲_二人子_一止_二於孝_一、爲_二人父_一止_二於慈。」と説いてゐます。孝行と慈愛とが融け合うて親子の道にいそしむ姿に、げにや、人間の協同生活の極致を見ることがありませう。

さて、孝を陶冶理想とする家親族生活の陶冶においては、我が家族制度を繞る諸種の問題を、道德との調和に重點を置きながら、具體的な解決に導くやう心掛けねばなりません。結婚を説いて婚姻の届出に及ばず、孝行を説くこと至れり盡くせりなるに拘らず、慈愛の本質よりして、親たるの本務を正當に把握せしめることを怠るが如きは、公民教育的態ではありません。更に、「孝經」の「曾子曰、若_下夫慈愛恭敬、安_レ親揚_レ名、參聞_レ命矣。敢問、從_二父之令_一、可_レ謂_レ孝乎。子曰、是何言與、是何言與、言之不_レ通也。昔者天子有_二爭臣七人_一、雖_二無道_一、不_レ失_二其國_一。大夫有_二爭臣

三人、雖_二無道_一、不_レ失_二其家_一。士有_二爭友_一、則身不_レ離_二於令名_一。父有_二爭子_一、則身不_レ陷_二於不義_一。故當_二不義_一、則子不_レ可_下以不_レ爭_二於父_一。臣不_レ可_下以不_レ爭_二於君_一。故當_二不義_一、則爭_レ之、從_二父之令_一、又焉得_レ爲_レ孝乎。」(諫_爭章_{第二十})に、深く喩るところあらねばなりません。

三 協——共存共榮

家親族生活において沒我的に振舞うた個人も、一般社會の一員としては、フランスの人權宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen. 1789) 第一條に揚言するところの「人ハ自由及平等ノ權利ヲ有スルモノトシテ生_レ且生存ス。社會的差別ハタダ公益ニ基キテノミ許サル。」の立場において活動致します。元來、「人權宣言」は、近世における「我」の自覺史の一段落であり、教會といふ窮屈で陰鬱な世界に閉ぢ込められてゐた「我」が、ルネッサンスによつて發見された自らの力を利用して斷行した宗教改革により、廣々とした明るい世界に出たと思つたのも東の間、

いつしか、専制國家の桎梏に苦しみ、併せて、これと結んだ教權の壓迫をも忍ばねばならぬこととなりました。こゝにおいてか、自由の旗印を高く掲げた「我」の自覺の要求が、第十八世紀の啓蒙運動となり、政治的には、フランス革命となつたわけではありますが、その根本思想の結晶が、「人權宣言」なっております。人間の個人的存在は、かやうにして、自由と平等との權化として把握せられ、あらゆる人間の團體を、自由人による平等的結合として把握せんとするに至つたのでありますが、社交生活と經濟生活とは、かゝる生活態度の上に營爲されてゐるのであります。

カントの「汝の人格及びあらゆる他の者の人格における人性を常に同時に目的として取扱ひ、決して手段としてのみ取扱はざるやうに行爲せよ。」(Handle so, dass du die Menschheit, sowohl in deiner Person, als in der Person eines jeden Andern, jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloss als Mittel brauchst.) といふ定言的命法は、自由人の平等的結合としての社會生活を、哲學的に基礎づけてゐる。即ち、「我は可想人としての權能に於て汝を手段となすことが出来る。がその汝が同時に可想

人として我々にとつても亦究極目的である限り、我は汝の手段とならねばならぬ。汝の側から見ても同様である。従て我と汝の關係は互に手段となり合ひつゝ、互に目的となり合ふ關係である。手段となる側からは自他は差別的であり、目的となる側からは自他は不二である。」(和辻哲郎・「人間の學として」の倫理學、七七―七八頁)との提説として受取られ得るからであります。自他が互に手段となり合ひつゝ、互に目的となり合ふ關係は、共存共榮の關係に外ならないことは、洵に明白であります。

されば、共存共榮を陶冶理想とする社會生活は、我を立てることから出發しての他を立てることではなかりません。然るに、laissez faire, laissez passer を本位とする自由放任の自由主義は、他を立てることを知つて、我を固めることを怠つてゐますが、この致命傷を癒治しようとして乗出したのが、社會連帶 (Solidarité sociale) の思想であります。社會生活には、成員によつて遵守されねばならぬ二つの法則がある。その一は、Ne fais pas à autrui ce que tu ne veux pas qu'on te fasse. (己が他より加へらるゝを欲せざる所は、之を他に加ふる勿れ) であり、その二は、

Fais à autrui ce que tu voudrais qu'on fit pour toi. (己が他より施されんと欲する所は、之を他に施せ)であります。前者は之を公正の法則、後者は之を奉仕の法則と呼び得るでありませう。公正の法則に基いて社會の秩序が維持せられ、奉仕の法則によつて社會の明日が期待され得ますが、吾々が奉仕の法則に遵うて生活せねばならぬのは、生れながらにして、相互に債務者たるに基く人間の責務たるによるのであります。社會連帶主義は、社會生活をかやうに見てをるのであります。

社會連帶主義に基き、個人が社會に奉仕する現實の通路は、職業を措いて外に之を求めることはできません。職業といふ言葉に、*vocatio* (召命)、*professio* (専門)、*occupatio* (仕事)といふ三通りのもの、存することは、職業が *vocation*, *Beruf* によつて示される「天職」、*profession* によつて現はされる「職分」、*occupation*, *business*, *Geschäft* によつて語られる「生業」の三つの形態を有することを物語つてをります。我が「職業」といふ言表は、職と業とから成つてをり、職は天職と職分とを含意し、生業を指すものと理解せられる。而して、天職と職分とを内含する職は、社會的意

義において職業が把握されてをり、生業を意味する業は、個人的意義において職業が把握されてをります。個人が、社會から召されて連帶責任を果たすところに天職の眞諦があり、個人が、その長ずるところにおいて社會に奉仕することが職分の神髓であります。また、個人が天職を奉じ、職分を勵むことによつて、社會から受くる報酬を以て、生活資料に充てる點に、生業の面目が存します。されば、職業の社會的意義こそは、職業の第一義でなければならず、職業の個人的意義は、要するに、職業の第二義に外ならないのであります。

かやうに、社會的意義を第一義として職業を把握する以上は、職業を産業的職業のみに限局するは偏狹の見とさるべく、文化的職業も亦職業として取扱はれねばなりません。かくて、社會人はすべて職業人であり、職業を通してでなければ、具體的かつ直接的な人間の道を歩み得ないこと、なるのであります。職業生活に、どつしりと腰を据ゑながら、社交的にも經濟的にも、危氣のない社會生活を營爲することが、一般社會生活の陶冶として期待されてゐるのであります。共存共榮の現實的

第二章 忠・孝・協の陶冶

四 忠——忠君愛國

家親族生活は、共同社會團體 (Gemeinschaft) での生活であり、一般社會生活は、利益社會團體 (Gesellschaft) での生活でありました。前者において個性を見失ひ、後者において共同性を消失した人間の全體性は、綜合社會團體の生活において、個性と共同性とを恢復しつゝ、自己を顯現する姿に接しなくてはならぬ。かゝる綜合社會團體は、無数の共同社會と利益社會とを内含し、その當然の歸結として、共同社會や利益社會の成員たる者の既有的資格を認めつゝ、成員たらしめるものたればなりません。綜合社會團體としては、一切の生きとして生けるもの、間に信頼關係を置く佛敎的世界とか、四海同胞の立場において一切の人々の間に信頼關係を定めるキリスト敎的世界とかを挙げ得るやうであります。が、る世界は、單に望まれた社會團體に過ぎず、決して、現實的な社會團體ではあり得ません。現實的な

綜合社會團體は、國家を措いて他に之を求め得ますまい。即ち、國家は、私的自治の原則を承認して國民の「個」を生かし、國民を權威に服従せしめて國家の「全」を貫き、以て、その矛盾的自己同一の辯證法による絶對的全體を顯現せしめてゐます。我が憲法制定の目的が、「國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福」とを冀ふといふ點におかれてゐることは(憲法發布勅語)、這般の消息を傳へて餘蘊なきものであります。

我が國家は、大君のしろしめされる國といふ意味において、君國と稱へられる。君國生活の陶冶においては、忠君愛國がその陶冶理想たるべきであるが、君國生活には、家親族生活とともに一般社會生活が内含されるわけであるから、忠君愛國は、孝行慈愛とともに共存共榮をも内藏するものでなければなりません。既に、忠と孝とが獨立して實踐的に説かれてゐるに拘らず、忠孝はもと一本であり、その一本も忠に歸一する一本であつたやうに、忠孝に併せて協が説かれても、歸するところは、孝においてと同じやうに、忠でなければなりません。しかし、忠孝は一本であつても、孝は孝として、實踐的に強調されねばならぬやうに、歸するところは忠であつ

ても、協は協としての實踐的使命を重視せねばなりません。思惟的・哲學的歸一の故を以て、實踐的・現實的なる多様化の價値を否定することは出来ません。

君國生活の陶冶理想たる忠は、いふまでもなく、立憲的忠君愛國でなければなりません。天壤無窮の神勅が事實であり、かつ、規範である旨を承けて、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(憲法一條)と、肇國の本義を貫いて定まれる我が國體が、「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」の宏謨に基づき、憲法の發布とその實施とを経て、立憲政治が行はれるやうになつたのであります。「告文」に、「茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」と仰せられたことのうちに、國體の本義の現實的顯身として、立憲政治を採用せさせ給うた御聖旨が拜察される。また、續いて、「世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ」と仰せられ、かつ、「朕カ身ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ 皇祖 皇宗及我カ 皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ」と宣はせ給うたことは、「動く日

本」の姿において、「動かぬ日本」を實現せさせ給はんとの御聖慮に出づること、拜察されます。こゝに、忠は以て立憲的忠君愛國たるべき根據があるわけであり、選舉肅正の標語の、「選舉に現はせ日本精神」とか、「忠義の心選舉に移せ」とか、高く評價せられた所以のものがあるのであります。

憲法上、我が臣民の本分は、肇國の本義に基き統治せさせ給ふ天皇の御統治に翼賛し奉るところに存する。憲法の制定によつて、「惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」(憲法發布勅語)と仰せられた歴史的事實に依據し、既に歴史的に拓かれてゐた「臣民翼賛ノ道ヲ廣メ」(文告)たまうたわけでありませんが、立憲政治の採用によつて、臣民翼賛の道を廣め給うた所以のものは、それによつて、「益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」(文告)と御期待あらせられたからであります。肇國このかた、上御一人は下萬民を愛重して、名づくるに大寶おほみたらの稱を以てしたまひ、

深く民意に問うて統治せさせ給うて來たわけでありませんが、立憲政治の御採用によつて、その既に歩み慣れた臣民翼賛の道を、更に廣め給うたものであります。されば、立憲政治の採用が、我が國體の本義と相容れざるものではあるまいかとの疑惑は、時に耳にするやうですが、全く根據なき浮説に過ぎないのであります。

「教育ニ關スル勅語」は、我が國體の精華が、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セル」ところに存すと仰せられて、臣民祖先が翼賛の道を精進し來りし功績を、御嘉賞あらせられてゐます。かくて、新たに御採用になつた立憲政治につき、「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」(憲法發布勅語)と仰せられ、深く臣民の翼賛に御信頼を置かせ給うてをります。然るに、立憲政治行はれて既に五十年、今にしてなほ選舉肅正を叫ばねばならぬことについては、事

に教育、特に公民教育の従ふ者に、責任なしとは申されません。

さて、公民とは、以上のやうに、歴史的に性格づけられた人間であります。随つて、その經濟生活の陶冶に當つても、「國情ニ即シテ經濟生活ト國力發展トノ關係ヲ明カニシ以テ國民經濟ノ發達ニ貢獻セシムルコトニカムベシ」(「公民科教授要目」、教授方針)といふことが重視され、また、社會生活の陶冶についても、「我カ國固有ノ醇風美俗ヲ尙ビ協同生活ノ訓練ヲ重ンジ以テ公民的德操ヲ養ヒ大國民タルノ資質ヲ育成スルコトニカムベシ」(同前)といふことが、強く要請されてゐます。特に、「大國民タルノ資質」は、「御民われ」を離れて要望されてゐるのではなく、固陋なる國粹主義に陥ることなく、偏狹なる愛國心に傾くことなき「御民われ」の性格として冀求されるのであります。よく、明治元年三月十四日の五箇條の御誓文に仰せられた「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」の聖旨を體し、博大なる識見と高邁なる氣魄とに生きて、大國民たるの態度に終始するところあらねばなりません。

立憲的忠君愛國の涵養に當りましては、また、遵法思想の陶冶と結びつかねばな

りません。「教育ニ關スル勅語」に、「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてあることは、遵法を以て國民道德内容としてお諭しになつたものと拜察致します。この點については、渡邊幾治郎氏が、「教育勅語渙發の由來」において、「江木千之が、後年山縣に聞いた處によれば、『常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ』といふ一句は、元田（永孚）はこれを無用として、削除せんと主張し、芳川（顯正）はこれは必要だと主張し、天皇の御裁定を仰いだが、天皇は數ヶ月も、その案文を御手許に止めおかれたが、最後に芳川を召されてあの文句は必要だと仰せられた、それであの文句が入ることに定まつたといふことである。この數ヶ月といふのは、少し大げさであるが、大體に於ては、事實らしいと思ふことは、元田が最初起草した案文には、この句の意味は見出せないが、井上（毅）は始めからこの文句を入れたらしく、後の案文には、どれにもこの句が入つてゐる、時には國憲國法を章明しとか、遵由しとかとなつてゐる。しかし可なり後の案と思はれるものに、この句が削除されてあるが、最後の修正案で、更に今の形で加へられてある。元田（か芳川）はこの加へた理由は、

近時や、もすれば、學理を云々して憲法を非議する者があるから、この句によつて教育の主旨を示すのであるといつてゐた。この最後の修正は、申すまでもなく天皇の思召で決定せられたものである。しかし元田がこの句を不必要としたといふ理由は、何處にも見出せない。國憲を重んじ、國法に遵ふといふ思想は、當時最も盛んな國民思想であつたので、井上馨も大隈重信も外務大臣として、この思想に逆つて、外人の法官任用を條件として、條約改正に失敗し、教育勅語渙發の翌二十四年には、この思想によつて、否この勅語の旨によつて、兒島惟謙は、露國皇太子と日本皇太子とを同一に取扱はんとする内閣大臣の説を破つて、津田三藏を謀殺未遂罪と判定して、護法の神と歌はれるに至つた。兒島は一身を捨てて、この勅語を遵奉したのである。井上がこの句を最初から掲げたことは當然のことで、固より聖旨を體してのことである。（一五九頁）と説かれるところを味讀すべきであります。然るに、「教育ニ關スル勅語」の旨趣を奉體して、日本人を日本人にまで教育しつゝある教育者が、この點への省察を怠つてゐたかに窺はれることを、私は頗る遺憾なこと、考へてゐ

たのであります(拙稿・「公民生活における日本精神の實」
「踐形態」、日本精神文化一巻四號参照)。

然るところ、新しい小學國語讀本卷十が、「國法と大慈悲」と題して、赤穂義士の處分を取扱ひ、輪王寺宮公辨法親王のお言葉の「自分とても、彼等を法衣の袖にくるんで助けたいの山々であるが、それはかへつて彼等の心ではあるまい。散ればこそ、花は惜しまれるのだ。彼等をりつばに國法に従はせるのが、佛の大慈悲であると思つた。」を援いて、荻生徂徠の「亡君の仇を報いたのは、義には相違ないが、みだりに騒動を起したのは、結局私情を以て國法を破つたのである。これを許せば、國家の政治が成立たない。」といふ意見に従ひ、赤穂義士に切腹を命せられた將軍綱吉の處分を根據づけてゐるのを見て、かうなくてはならぬと悦んでゐる次第であります。因みに、右の記述は、大體、福本日南氏の「元祿快舉録」の記載に基き、かれこれ史料を斟酌して作成されたといふことであります(井上越・「國法と大慈悲」、小學
國語讀本綜合研究卷十所收参照)。

第三章 遵法の道德性

一 頂門の一針

昭和十一年五月四日、第六十九回帝國議會開院式において、次の勅語を賜うた。
朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク、
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ
今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致
カヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ

朕ハ國務大臣ニ命シテ緊要ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等
克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム
大阪毎日新聞は、翌五日の社説に、「畏き勅語——恐懼の極み」と題して、次のやうに感銘のほどを筆にしてゐます。

『四日の帝國議會開院式に畏くも車駕親臨、優渥なる勅語を賜つたが、その中で、
「今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致
カヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ」と仰せられた。議會開院の勅語にかやうな
お言葉のあつたのは、殆ど前例のないことである。かの未曾有の事件の鎮定は全く
至尊稜威の然らしめたところで、黎庶悉く感激に堪へない次第であるが、さるにて
も陛下が如何に宸襟を惱ませ給うたか察し上げるだに惶懼の極みである。軍事當局
においては、事件直後川島陸相の聲明あり、その恐懼痛恨の情と肅軍の決意とが披
瀝せられ、寺内現陸相その後をうけて銳意軍秩の振起に努め、政府當局もこの際事
件の絶滅についてあらゆる方面に改革の手を伸べ、國民また深く期するが如くであ
る。しかも、「朝野和協文武一致」の聖旨に對へまつらんがためには、舉國さらに熟
慮反省、一層精進すべきところがなくてはならぬ。」
洵に然りである。事に教育に従ふもの、特に道徳教育の重責に任ずる者、深く自
ら省み、積弊を一洗して報效の誠を輸さなくてはなりません。而して、その喫緊の

要務としては、國憲國法の尊嚴維持といふことを強調するにありと信じます。松井
茂氏が貴族院において、國體明徴思想の涵養と、國民精神作興に關する事項とにつ
いて、文部大臣に質問し、「茲ニ大イニ注意セネバナラヌ點ハ、義勇奉公ト云フコト
ヲ誤リマシテ、國法尊重ト云フコトヲ無視致シマシテ、甚ダシキハ直接行動ナドヲ
以テ是迄ハ義勇奉公ト誤解致シマシテ、國法ハ重ンジヌデモ宜イトイフヤウナ淺墓
ナル考ヲ持ツテ居ル者ガナイデモナイノデアリマス」というてをられる(第六十九回
帝國議會貴族院議事速記録、三七頁)。教育者の執り來つた態度への、痛いお小言として
聞かねばならぬと考へるのは、私人のみでありませうか。

二 悲しむべき事件

國憲國法の尊嚴維持は、當時の政府の重要政綱の一であり、三月十七日の聲明書
に、「今回揣らすも大命を拜し異常の事變の後を承けて内閣を組織す、其の任や甚だ
重く洵に恐懼の至りに堪へず、現下我國內外の時局は極めて多端にして其の淵源甚

だ深し、政府は茲に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす。抑も施政の基本は肇國の理想を顯揚して一君萬民舉國一致の美を濟すに存す。此の故に鞏固たる國體觀念を愈々明徴にするは政府の本務にして、内外諸般の方策皆此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり、就中文教を刷新し國民精神を作興すると共に、國體と相容れざる思想を芟除し、常に國憲國法の尊嚴を保持するは、特に現下の時局に處し其の最も切要なるを信す。」といひ、廣田首相が議會において試みられた施政方針の演説では、「政府ハ時艱ノ本ヲ拔キ源ヲ塞ギ、以テ國政一新ノ實ヲ舉ゲムコトヲ期シテ居ルノデアリマス、之ガ爲ニハ、先ヅ時局ニ對スル周到ナル認識ヲ深メ、舉國一致シテ積弊ヲ芟除シ、確固タル國策ノ樹立ト其ノ實行トニ邁進スベキデアルト信ズルノデアリマス、政府ハ此ノ精神ヲ基根トシテ、協心戮力、報效ノ誠ヲ竭シ、以テ聖明ニ應ヘ奉リ、國民ノ信倚ニ副ハムコトヲ期シテ居ル次第デアリマス、而シテ之ヲ達成スルニ當リマシテハ、須ラク矯激ヲ誠メ、中正ヲ尙ブベキデアリマス、之ガ爲ニ常ニ國憲國法ノ尊嚴ヲ保持スベキハ、現下ノ時局ニ處シテ極メテ緊切

ナルヲ信ズルノデアリマス」と述べてをられます。

而して、寺内陸相は議會で、「未曾有ノ不祥事」であり、「空前絶後ノ凶事」であるところの「本事件ノ原因動機トシテ蹶起趣意書竝ニ其陳述等ヲ綜合致シマスレバ、國體ヲ顯現シテ、彼等ノ所謂昭和維新ノ遂行ヲ企圖シテ居ッタモノノヤウニ述ベテ居リマスルガ、彼等ヲ驅ツテ此所ニ至ラシメタル國家ノ現情ハ大ニ是正刷新ヲ要スルモノノ多々存在スルコトハ之ヲ認メラルルノデアリマスルガ、叛亂行動マデニ至レル彼等ノ指導精神ノ根柢ニハ、我國體ト絶對ニ相容レザル極メテ矯激ナル一部部外者ノ抱懷スル國家革新的思想ガ横ハツテ居ルコトヲ見遁ス能ハザルハ特ニ遺憾トスル所デアリマス、是等原因ノ如何ニ拘ラズ、苟モ 天皇親率ノ軍隊ガ其ノ本務ニ悖リテ戎器ヲ以テ 陛下ノ重臣ヲ損ヒ、帝都ノ治安ヲ攪亂致シマシタコトハ斷ジテ許スベカラザル反亂行爲デアリマシテ、誠ニ痛恨ノ極ミデゴザイマス」と今次の事件について述べてをられます。我が國體と絶對に相容れぬ極めて矯激な國家革新的思想に基いて起された事件だと斷せられ、かつ、その動機の如何に拘らず、行爲を

のものが断じて許すべからずいはれたことは、注意されなくてはなりません。

かかる悲しむべき事件發生の一因を、「我が立憲政治ハ畏クモ欽定憲法ニ依ツテ定メラレタル制節アル政治デアリマスガ、遺憾ナガラ其ノ眞ノ意義ガ未ダ十分ニ透徹セズ、其ノ運用宜シキヲ得ザルモノアリマシタガ爲ニ、諸ノ弊害ヲ醸シ、延イテ矯激ナル行動ニ出ヅル者ヲ見ルニ至ツタカト察セラレルノデアリマス」と見た廣田首相は、進んで、「此ノ故ニ世運ノ進展ニ伴ヒ、社會ノ要求ニ應ジテ、力ヲ政治ノ進歩向上ニ效シ、諸般ノ改革モ亦憲法ノ條規ニ則ツテ之ヲ遂行シ、以テ立憲ノ洪猷ヲ翼賛スルニ勉メタイト思フノデアリマス、政府ノ採ルベキ政綱ハ、組閣ノ當初ニ聲明致シタ通りデアリマス、凡ソ我が國ニ於テハ肇國ノ理想ヲ顯揚シ、一君萬民舉國一體ノ美ヲ濟スコトガ、直チニ是レ内外政治ノ基本デアリマシテ、此ノ故ニ諸般ノ方策ヲ總テ此ノ鞏固ナル國體觀念ニ朝宗セシムベキハ言ヲ俟タナイ所デアリマス、政府ハ今後政綱ノ具現ニ當リ、一ニ此ノ根柢ニ基イテ邁進スルモノデアリマス、國體觀念ヲ明徴ニスルコトハ、常ニ深く留意スベキ事デアリマスガ、殊ニ最近ノ情勢ニ

顧ミマシテ、現下喫緊ノ要務デアルノデアリマス、之ガ爲メ有ラユル方途ヲ講ズベキハ勿論デ、就中文教ヲ刷新シ國民精神ヲ作興スルト共ニ、國體ト相容レザル思想ヲ芟除スルコトニ銳意力ヲ效ス所以デアリマス、思フニ明治以來、歐米文化ノ輸入ハ我が國ノ文運ニ大ナル貢獻ヲ爲シタコトハ申ス迄モアリマセスガ、一面其ノ弊モ漸ク繁ク、教學上刷新ヲ要スベキ幾多ノ事態ヲ生ズルニ至ツタノデアリマス、外來ノ文化ヲ醇化シテ、日本固有ノ精神ノ下ニ我が國ノ教學ヲ確立シ、我が國獨自ノ文化ノ進展ニ努メタイト思フノデアリマス」と、對策を開陳しをられます。

立憲政治有終の美を濟すことについては、公民教育を通じて、教育者も寄與すべき筈であつたに拘らず、今日において深甚なる遺憾の意を表しなくてはならぬ状態に立到つてをることについて、教育者としてその責任を痛感しなくてはなりませんし、また、國民精神の作興の方途を誤つて、我が國體と絶対に相容れないやうな矯激な國家革新的思想を醗醸せしめるについて、條件を與へるやうなことがなかつたかどうかを、強く反省せねばなりません。

三 學びて思はざれば罔く、思つて學ばざれば殆し

寺内陸相の演説に對する質問の形式を以てなされた衆議院議員齋藤隆夫氏の演説中に、生活の基礎地盤たるべき社會諸事情の認識を缺いた、純情一點張りの實踐ほど、危険なものがないことを痛論した一節があります。

「青年軍人ノ思想ハ極メテ純眞デハゴザイマスルガ、又單純デアアル、ソレ故ニ是等ノ人人ガ政治ニ干涉スルトイフト、極メテ危険性ヲ持ツテ居ルモノデアリマス、私ハ前年彼ノ五・一五事件ノ公判筆記ヲ讀ミ、又自ラ公判ヲ傍聽致シマシテ、痛切ニ其感ヲ深クシタ者デアアルノデアリマス、有體ニ申シマスルト云フト、法廷ニ於ケル被告人等ノ態度ハ、極メテ堂々タルモノデアツタノデアリマス、犯罪ノ動機犯罪ノ事實ヲ何等包ミ隠サズシテ陳述スル所ハ、流石青年軍人ノ面目實ニ躍如タルモノガアツタノデアリマス、是ハ固ヨリ彼等ノ爲シタル事ガ、決シテ破廉恥的ノ性質ヲ有スルモノデハナク、一ニ國家社會ヲ思フ所ノ熱情ヨリ逆リタル、所謂憂國慨世ノ

國士的ノ行動デアリマスカラシテ、内ニ顧ミテ自ラ疚シキ所ハナイノミナラズ、難ニ臨ンデ卑怯千萬ノ振舞ヲシテハナラナイ、軍人精神ノ發露トシテハ當然ノコトデアアルノデアリマス、併ナガラ惜シムベキコトニハ、如何ニモ其ノ思想ガ單純デアリマシテ、複雑セル國家社會ヲ認識スル所ノ眼界ガ如何ニモ狹隘デアアルコトデアアル、ソレハ其咎デアリマセウ彼等ハ何レモ二十二三歳カラ三十歳ニ足ラナイ所ノ青年デゴザイマシテ、軍事ニ關シテハ一應ノ修養ヲ積ンデ居ルニハ相違アリマセヌガ、政治・外交・財政・經濟等ニ付キマシテハ、無論基礎的學問ヲ爲シタルコトハナク、況ヤ何等ノ經驗モ持ツテ居ラナイノデアアル、然ルニ是等ノ青年軍人ガ、平素無責任ニシテ誇張的デアリマスル所ノ言論機關ノ記事論說ヲ讀ミ、或ハ怪文書ノ如キモノヲ手ニスル、或ハ一部不平家、一部ノ陰謀家ノ言論ニ耳ヲ傾ケ、或ハ處士横議ノ士ト交ハリ、或ハ世ノ流言蜚語ヲ信ジテ、如何ナル考ヲ起シタカト云フト、今日政黨・財閥、支配階級ハ悉ク腐敗墮落シテ居ル、之ヲ此儘ニ放任シテ置イタナラバ國家ハ滅亡シテシマフ、之ヲ救フニハ彼ノ大化ノ革新ニ倣ウテ、日本國家ノ大改造ヲヤル

ヨリ外ニ途ハナイ、從來ノ外交ハ軟弱デアアル、倫敦條約ハ屈辱デアアル、天皇親政皇
室中心ノ政治ヲ行ハネバナラス、是ガ爲ニハ軍人内閣ヲ拵ヘネバナラス、直接行動
ニ懇ヘネバナラス、犯罪ノ動機ハ何デアアルカト問ハル、ト、權藤某ノ自治典範ヲ讀
ンデ感動シタ、北某ノ日本改造法案ヲ讀ンデ感激シタ、朝日某ノ斬奸狀ヲ讀ンデ刺
戟サレタ、其思想ノ單純デアアルコトハ思ヒ知ラルルノデアリマス、ソレデアリマス
カラ公判廷ニ於ケル彼等ノ陳述ヲ聽イテ居リマスルト、悉ク不徹底ナコトバカリデ
アツテ、要點ニ達シテ居ルモノハ何等認メルコトハ出來ナイ、例ヘバ倫敦條約ハ統
帥權ノ干犯デアアルト云フコトヲ言ツテ居リマスガ、憲法上カラ見テ何處ガ統帥權ノ
干犯ニナルカト云フコトハ少シモ究メテ居ラス、天皇親政、皇室中心ノ政治ト云フ
ヤウナコトヲ言フガ、一體ドウ云フ政治ヲ行ハントスルノデアアルカト云フト、サツ
バリ分ツテ居ラス、唯或者ガ今日ノ政黨、財閥、支配階級ハ腐ツテ居ルト言フト、
一圖ニ之ヲ信ズル、倫敦條約ハ統帥權ノ干犯デアアルト言フト、一圖ニ之ヲ信ズル、
國家ノ危機目前ニ迫ル、直接行動ノ外ナシト言ヘバ、一圖ニ之ヲ信ズル、斯ノ如ク

シテ、軍人教育ヲ受ケテ忠君愛國ノ念ニ凝リ固マツテ居リマスル所ノ直情徑行ノ青
年ガ、一部ノ不平家、一部ノ陰謀家等ノ言論ヲ其儘鵜呑ミニシテ、複雑ナル、國家
社會ニ對スル認識ヲ誤リタルコトガ、此事件ヲ惹起スルニ至リタル所ノ大原因デア
ツタノデアリマス、ソレ故ニ青年軍人ノ思想ハ極メテ純眞デアリマスルガ、又同
時ニ危険デアリマス、禍ノ本ハ總テ此處カラ胚胎シテ居ルノデアリマスカラ、此思
想ヲ一洗スルニアラザレバ、將來ノ禍根ヲ芟除スルコトハ到底出來ナイト私ハ思ッ
テ居リマスガ、陸軍大臣ハ此點ニ付テドウ云フ考ヲ持ツテ居ラレルノデアアルカ、之
ヲ一ツ承ツテ置キタイノデアリマス」

論語に、「子曰く、學びて思はざれば罔く、思つて學ばざれば殆し。」とあるが、
思つて學ぶことを怠り、知育偏重の悪名をおつ被せて、判断の基礎たるべき事態の
認識を正確ならしむることを忽緒に附するかに見える道徳教育の現状は、また殆い
かなといはなくてはなりません。齋藤代議士の質疑に對して、寺内陸相は、「只今齋
藤君ノ御質問、軍部ニ關シマスル御質問、洵ニ熱誠適切ナル御所論ヲ承リマシテ、

私ハ其論旨ニ付キマテハ同感デゴザイマス」と答へられました。この點に關して東京朝日新聞は、「七日衆議院における齋藤隆夫君の質問演説は、二・二六事件に關聯して國民が云はんとして云ひ得ざる所を略盡したものであるが、これに對する寺内陸相の答辭も、率直明快に『全く同感』なりとして、軍人の政治不干與の鐵則を斷言し、軍民間の思想的一致を示したことは、吾人の欣快に堪へないところである。」といひ、更に「この事は、寺内陸相が事件の真相を説明したる際、『原因の如何に拘らず、苟も天皇親率の軍隊が其の本務に悖りて戎器を以て陛下の重臣を損ひ帝都の治安を攪亂したるは、斷じて叛亂行爲であつて誠に痛恨の極みである』とし、『これに類する矯激なる思想を有する者も全軍としては極めて少數一部の者に過ぎざる』を斷言したること、共に、國民の憂慮疑惑を拂拭したものであつて、かの五・一五事件當時には、犯人の動機を稱揚するに急にして、その行爲を責むるに緩なりし風潮が、遂に相澤事件公判に迄續き、遂に二・二六事件に爆發したことを回想するときは、實に隔世の感を覺ゆるのである。」と説いてをるのであります。「犯人の動機

を稱揚するに急にして、その行爲を責むるに緩なりし風潮」の醞釀に、教育者は參與しなかつたと、誰が斷言し得ませうか。

四 動機の善は必ずしも行爲を正當化せず

動機の善は必ずしも行爲の正を意味するものでないといふことについては、我が教育界は、既に活事實によつて學んでゐた筈であります。活事實とは、外でもない所謂哲學館事件であります。事件を結論的にいへば、明治三十五年に、哲學館（今の東洋大學）が、講師中島德藏氏の講述する倫理説中、我が國體を毀損すべき不當のものありとの理由を以て、文部省から、明治三十二年以來與へられてゐた中學教員無試験檢定の特典を取消された事件でありまして、その經過は大要次の如くであります（藤原喜代藏・「明治教育思想史」六五〇—六七〇による）。

明治三十五年十月二十五日から三十一日に至るまで施行した哲學館の卒業試験に、制規に従つて出張臨監した文部省視學官隈本有尙氏は、「動機善にして惡なる行はあ

りや」の問題に對する生徒の解答中に、「人は彼が豫知せざりし結果に對しては、之を豫知せざりしてふ事實に責任ありと云はゞ兎も角、（其結果其者には）責任ありと云ふを得ず、且又、單に彼の志向たるに止まりて動機ならざりし結果の部分を見て、之に善惡の判断を下すべきものに非ず、否らすんば、自由の爲に弑逆をなす者も責罰せらるべく、自ら焚殺の料に供せんが爲に溺死に瀕せる人を救へる暴君も辯護の辭を得べし。云々」といふやうな、圈點を附したところのやうな意味あるを發見し、雜談の際に、中島氏に向つて、「ミユイアヘッドの倫理主義に批評を加へたか」と問ふと、「講述してゐる主義は教場において、この程度の生徒に大體適當と認める書物であるから別に批評しない」と、中島氏は答へてゐます。更に、問「星亨を殺害せる伊庭想太郎の所爲はどうか」、答「不可」、問「伊庭の動機は善ではないか」、答「否、彼の動機は單に主觀的感情的であつて善ではない」、問「しかし動機善ならば弑逆も惡ではないぢやないか」、答「弑逆も絶對的に不可といふのではない。たゞ已むを得ざる非常の場合にありて、その動機もし善ならば是認することもあらう。我

が國にはそんな不祥な例はないが、西洋ではクロウエルの所爲の如きは、史家の是認を受けてをるやうである」。問「グリーンもしか説くや」、答「然りと信する」といふやうな問答が展開されたのであります。

越えて十一月十七日、文部省は哲學館に對して、「貴館教育部第一科の倫理學に於ては、如何なる趣旨により教授せらるるや、詳細承知致度……追て去月二十五日施行せる本文學科目試験の生徒答案直ちに差出され度、云々」と照會し、哲學館は、「動機と行爲との關係につきましては英國ミユイアヘッド原著日本桑木巖翼補譯『倫理學』中第二篇第一章第二十節より第二十五節迄の所に有之候」と答申しました。次いで、答申書提出後間もなく洋行した館主井上圓了氏の代理として、中島氏が文部省に時の文部總務長官岡田良平氏を訪ね、ミユイアヘッド著「倫理學」一部を呈し、かつ口頭を以て大要左の如く上申したのであります。

一、問「動機善なれば弑逆を爲すも可なりとは不都合ではないか」、答「理論上からは、しか言はなくてはならぬ。譬へばもし倫理上自由を以て最上の目的であると

すれば、その自由てふ最上目的のためならば、非常の事も非常の場合には亦已むを得ない。『ミュ』氏は不十分ながら、自由てふ名を以て最上目的を云ひ表すも可なりとしてゐる所がある。」

二、問「我が國においては不都合な引例ではないか」、答「然り、しかしこれはただ理論の説明に供したまでである。實際、我が國では左様な不祥な事例は思ひも及ばない。」

三、問「哲學館では弑逆を是認するが如き講義をしてをるか」、答「否、理論の研究の時は、根本主義の解釋のために力を取られて、引例の當否に注意しなかつたまでである。哲學館では、一年生より既に己に日本において、弑逆の如き不祥事を夢みる者はない。随つて、外國書に這般の引例があつて、理論的には或は非常の場合に之を是認しても、いま我國の場合如何と考へて、合理的に是認するやうな不心得者は一人も居らないことを明言する。もしそれでも不信と思召さば、直接間接に分觀察されたい。」

右の會見後、なほ安心ならずと考へた中島氏は、十二月八日檢定委員長山川健次郎氏を大學に訪ひ、簡単に前日來の經過を説明して誤解なきやうに頼んだところ、山川氏は之を聞いて、「ミュイアヘッドの書を教科書として使用し、その教科書中に件の如き引例のあつたのをその儘にしておいたことは、不穩當どころの話ではなく、實に不都合である」というたので、中島氏は百方陳明して、穩便の處置を執られるやうに懇願したのでありました。

しかし、事件は悲劇の幕を以て閉ぢられました。認可取消の命令は十二月十三日附を以て發せられ、既に提出中であつた卒業生四名の教員檢定の願書は、不都合の旨を以て、三十六年一月二十一日却下されたのであります。因みに、問題になつた箇所の原文は、*So judged, the regicide for the cause of freedom would be condemned, the tyrant who saved a victim from drowning to burn him at the stake would be justified.* (Muirhead, *The Elements of Ethics*, 1893, p. 62) でありませんが、最近の千九百三十二年版では、*regicide* を *tyrannicide* と改めてあります (p. 63)。

五 國民道徳内容としての遵法

學としての倫理學上では、動機至上の立場がよし許され得ようとも、教としての國民道徳上では、動機の善は以て行爲をジャスタファイするものではありません。行爲の規準として國憲國法が與へられてをり、それを重んじ遵ふことが當然に要請せられてゐます。教育に關する勅語に、「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてあることは、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」ることが、國民道徳内容としての實踐簡條であるのと同じ意味で、國民道徳内容として定められたものであり、この限りにおいて、法と道徳との對立的考察は意味をなさぬのであります。遵法は國民道徳の實踐でありますから、國憲國法を尊重遵守せざることは、常に違法たるのみならず、國民道徳に背き、聖勅を蔑にするものといはざるを得ません。私は、既に昭和九年に、「遵法を以て、何だが自由を束縛せられ、人間として意氣地がないやうに考へ、規則に外れた行爲に出づることを以て、大人物の徴表である

かの如く夢想する徒輩がある。彼等に對しては、秩序の重んずべき所以を反省せしめねばならぬ。社會あるところ、そこには必ず規律の定めがあり、この規律の遵守が社會生活における最少限度の要求となつてゐる。規律を重んじて之に従ふことは、己が他より加へらるるを欲せざる所を他に加へざることであつて、公正が之によつて貫かれる。公正とは、他人に對して不正をせず、また、他人に不正をさせないことであつて、權利義務の據つて立つところのものである。されば、權利義務の尊ぶべきことを知らない者は、即ち秩序を重んじない者であるから、以て社會國家の存立を託するに足りない者である。秩序の維持だけで社會國家が向上發展しないといふことを以て、秩序の維持を輕視することは、地盤固めだけでは家は建たぬからというて、沙上に樓閣を築かうとするの愚擧に比すべきである。されば、教育に關する勅語には、「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。この遵法の義務が徹底することによつて、憲法上の二大義務なる兵役と納税との義務も根據を得、また、權利と呼ばれてゐても、その實義務たる性質を有する參政權の完全なる履行も庶幾せ

られ得るのである。遵法の義務は最も忘れ易きに拘らず、最も根本的な社會生活上の義務たることを銘記せねばならぬ。近時、動機の善美を根據として、秩序破壊的行爲を合理化しようとする傾向のほの見えることは、慨嘆の至りに堪へない。時として、それが日本精神本然の姿でもあるかのやうな見解に接するに至つては、啞然としていふべき言葉を知らない。赤穂義士に切腹仰せ付けらるべき意見を開陳した荻生徂徠先生は、流石に當時隨一の法曹たりし名に背かない。助命による一時の同情を、死を賜ふことによつて永遠の同情に變せしめられたではないか。赤穂義士銘々傳が、今日なほ世道人心に裨益する所あるは、その功績の一半を徂徠先生に歸すべきではなからうか。泣いて馬糞を斬ることは、個を滅して全を生かすことである。全を滅するも敢て意とせずして個を生かさうとすることは、日本精神とは凡そ縁遠きものでなければならぬ。」（『公民生活における日本精神の實踐形態』、日本精神文化第一卷第四號所收、二二―二三頁）と説いておきましたが、今日においても、勿論、同様に考へてゐることは、いふまでもありません。これを以て結語としたい。

第四章 國家總動員法と教育

一 河村幹雄博士の卓見

「國家總動員法と教育」とについて所見を纏めようとしたところ、直ぐに頭に浮んだのは、「名もなき民のこゝろ」の巻頭に收められてゐる「國防の將來」といふ、河村博士の意見でありました。

國防の二要素

國防は之を仔細に點檢するに際し種々の要素に分析、考察することができますが、此處には便宜上自然竝に人の二要素に分つて考へます。

一、自然 國防作戰の企畫に重大なる關係を有する一國の地形、國を環る海洋の廣さ、その深さ、氣候の寒暖等は勿論、食糧竝に有機工業原料の生産を支配する國土領域の地味、氣温、降水量。無機工業原料の生産を支配する金屬竝に非金屬

鑛石類産出の状態。工業的原動力は勿論國防第一線に立つ艦艇並に其の背後にある運送船舶の活動を支配し、國防能力に重大の影響を與ふる燃料——石炭・石油——並に水力の供給。

此等のものを總括して國防の自然的要素と見做します。

二、人 軍器軍需を初め國民生活必需品の生産能力。交通、運輸、通信、衛生等の器具機械の製作並にその使用に關する技術。

此等を管理、指揮、行使する軍政及軍令諸機關の編成並に運用能力。軍人の技能並に精神。軍人の背後に控へる國民の奉公心。

此等を國防の人的要素として考へます。

人的要素の優越

此等國防の二要素は併立、對等の關係にあるものではなく、一は他に對し優越せる統御的位置を占めてをります。

印度藍の生産は特殊なる氣候的狀況即ち自然的要素を必要としますが、人造藍の

發明は此の自然的要素の有利を無價値のものたらしめました。空中窒素固定法の發明は智利硝石の供給なしに獨逸をして四年に互る戰爭を難なく遂行せしめました。國防上重要な衣食住等生活必需品の供給は自然的要素の支配を被ること極めて大なるものがありますが、之とても人的要素だに充分でありますならば工業化學技術の進歩に據つて容易に解決し得る問題であります。石灰岩と粘土を取り、水力及太陽熱を熱源並に原動力としてセメントを製造し、コンクリートの家を作る。セメントの爐から逃がる、二酸化炭素と水蒸氣とを捕へて炭水化物を合成し、之を食物とする。更に炭水化物の一物は之を變化せしめてセルローズと成し、之を織つて衣とする。斯くするならば衣食住は水と石とあれば足るのであります。それは夢であると言はるゝ方もありません。成程現在に於て夢であります。併し將來も夢であるとは申されませぬ。無線電信、空中飛行、水中潛航、五十年前の夢は今日現物と化しつゝあります。

國防の如何は畢竟人の如何に歸します。國防に最も重んずべきは實に人的要素で

あります。人的要素は自然的要素の缺陷を補つて餘あるものであります。

「國防の將來」即「教育の現狀」

斯く考へ來りますと「國防の將來」は「現在如何なる人が生長發育しつゝあるか」に依つて決するものであることに氣付きます。現代の教育を精察するは即ち將來の國防を判する所以であります。教育會の集會に於て、教育者の片割れが教育界の現狀を論ずるに何の異がませう。

「然らば何故題して『教育の現狀』と言はぬか」といふお訊ねがあるかも知れませぬ。眞に御尤もな御疑問であります。私は之に答へて

國防の將來を規準として教育の現狀を檢せむとする故である

と申し上げます。斯く答ふる時更に新な抗議が現はるゝかも知れませぬ。

教育は國防の道具ではない、飽く迄教育の爲の教育である

と。一見識ありと自負せらるゝ教育者にして之に同意せらるゝ方が尠くないであります。實に悲しむべき事相であります。現代は教育者が國防を顧みず、國防

の任にある者が教育を輕んじ、而も世の輕んずる處國防と教育、軍人と教師とより甚だしきは無き實狀にあります。

教育を輕んじ國防を忽にする世人の誤は暫く措きます。密接なる關係を絶たむと欲して絶つ能はざる機縁に聯なる軍人と教育者とが一般の事情を顧みず、孤立無援、互に扶くる術を解せず、各その職とする處に忠ならざる現狀にあることは遺憾此上無きことであります。

國防教育不二

國防教育の主體は「國民精神」であり、國防の據る處亦「國民精神」であります。國民精神の力に據つて國民精神を護る。之れ國防であります。

然るに我々は「國民精神の力に據つて國民精神を未來に傳ふる之れ教育である」と考へて居ります。國防も教育も共に國民精神に發して國民精神に支持せられて居ります。兩者二の如くにして實は一家族に於ける父と母との如きものであります。

軍備は末、精神は本であります。自主的國民精神が無いならば國防の主體なく、國防の據る處がありません。軍備ありとも何の要をなませうぞ。教育機關は客、精神之れ主であります。傳統的國民精神が無いならば教育の目標なく、教育の原動力がありません。教育機關ありとも何の役に立ちませうぞ。これが大正十二年に叫ばれてゐるところに、河村博士の卓見が窺はれる。若し、本章が「國家總動員と教育」といふことを取扱ふものでありますならば、右の意見に殆んど何物をも加ふる必要を見ないと思はれますが、「國家總動員法と教育」を課題としますから、續いて筆を進めることと致します。

二 國家總動員法

國家總動員法は、昭和十三年三月三十一日附の上諭を附し、法律第五十五號として、同四月一日の官報を以て公布せられました。五十箇條の本文と、四項の附則とから成り、附則第一項の「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」に基き、昭和十

三年五月四日勅令第三百十六號を以て、翌五月五日から實施されてゐます。

三 同法制定の理由

國家總動員法案は、二月二十四日、先づ、衆議院に提出されました。その際には、近衛首相病氣の故を以て、廣田外相が提案の理由を代り説明してゐますが、後、同法案が衆議院の可決を得て貴族院に送付せられ、三月十七日の議事に上程された時には、近衛首相自ら提案理由を説明致しました。廣田外相のは短く、近衛首相の長いのでありますが、ここでは、近衛首相の言を聞くことに致します。

只今議題トナリマシタ、國家總動員法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、近代戦ノ特色ハ所謂國力戦ニアルノデアリマシテ、戦争ノ目的ヲ達成スル爲ニハ、陸海軍ノ奮闘ト相俟ツテ國家總動員ノ態勢ヲ完備シナケレバナライノデアリマス、即チ戦時又ハ戦争ニ準ズベキ事變ニ際シテハ、物心兩面ニ互リ全資源ヲ動員シテ以テ單リ軍需ノ充足ヲ完ウスルニ止マラズ、國民生活ヲ確保シ、

且戰爭遂行上必要ナル各般ノ國家活動ヲ圓滑ナラシメ、以テ國ノ全カヲ最モ有效ニ發揮スルコトガ戰勝ノ目的ヲ達成スル爲ニハ必須ノ要件デアリマス、本案ハ此ノ事實ニ鑑ミマシテ政府トシテ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ、所要ノ措置ヲ敏速ニ講ジ得ベキ根據ヲ規定シタルモノデアリマス

斯クノ如キ戰時發動ヲ必要トスル政府ノ權限ノ大綱ハ、國家總動員ノ準備事務ノ進捗ニ伴ヒ、大體豫定シ得ル譯デアリマスルガ故ニ、豫メ議會ノ御協賛ヲ經テ之ヲ定メテ置キマシテ、其ノ範圍内ニ於テ、政府ガ戰爭ノ實際ノ情況ニ即應シ臨機ノ處置ヲ講ジ得ルコト、致シマスルノガ適當ト考ヘルノデアリマス、尙斯クシテ國家總動員ニ關スル國家ノ權力發動ノ態様ヲ、豫メ國民一般ニ了解セシメテ置クコトハ、國家總動員準備ノ進捗ニ資スル所以タルノミナラズ、有事ニ際シ國民ノ自發的協力ヲ容易ナラシメ、法令執行ノ圓滑ヲ期スル上ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、殊ニ我ガ國ハ國家總動員ノ經驗ニ乏シク、又其ノ資源ノ情況等ヲ考ヘマシテモ、特ニ本法制定ノ必要ヲ感ズル次第デアリマス

國家總動員ニ關スル現行ノ法制ト致シマシテハ、大正七年ニ制定セラレマシタル軍需工業動員法ガ存スルノデアリマスガ、同法ハ軍需充足ノ爲ニ國內工業力ヲ動員スルコトヲ主眼トスルモノデアリマシテ、從ツテ其ノ法律運用ノ目的ニ於キマシテ、將又規定事項ノ範圍ニ於キマシテ、前述ノ如キ國家總動員ノ目的ヲ達スル爲ニハ固ヨリ不十分ナノデアリマス、尙今回ノ支那事變ニ於キマシテハ、差當リ曩ニ御協賛ヲ得マシタル臨時諸法律ニ依リマシテ、軍需工業動員法ノ足ラザル所ヲ補ヒ、應急ノ措置ヲ講ジツ、アルノデアリマス

本案ノ内容ハ大體ニ於テ、軍需工業動員法及事變關係ノ臨時法律ニ規定セラレマシタル事項ガ其ノ根幹トナツテ居リマスガ、規定ノ形式ガ大綱ニ止リ、細部ヲ勅令ニ委ネテ居リマスルノハ、其ノ内容ガ事態ノ程度等ニ依リマシテ變化致シマス關係上、豫メ細部ニ互ツテ之ヲ豫定スルコトガ困難デアアルガ爲デアリマシテ、戰時事態ノ變化ニ即應シ、迅速且適切ナル措置ヲ講ズルコトガ戰爭ノ本質上緊要デアアルノデアリマス、又是等ノ措置ノ詳細ヲ豫メ外部ニ現シマスコトハ、國防上ノ

機密ヲ暴露シ、得策デナイ點モ考ヘラレル次第デアリマス
 又本案ニハ平時ニモ適用セラレル規定ヲ含ンデ居リマスガ、是等ノ事項ハ前以テ
 平時の準備ヲ必要トスルモノデアリマスルト同時ニ、戦時ニ際シマシテモ必要ナ
 ル事柄デアルノデアリマス、而シテ本案規定ノ各條項ハ相互ニ密接ナル關係ヲ有
 シ、一貫セル國家總動員ノ體系ヲ形成シテ居ルノデアリマス、本案ノ内容ハ人員、
 物資、施設、資金等、各般ノ事項ニ互リ國民生活ニ大ナル關係ヲ有シテ居リマス
 ルノデ、之ガ運用ニ付キマシテハ適切ヲ期スルコトガ極メテ肝要デアリマシテ、
 特ニ審議會ニ關スル規定ヲ設ケマシタノモ、此ノ趣旨ニ副ハムガ爲デアリマス、
 要スルニ國家總動員ハ國民ノ愛國心ヲ基礎トシ、學國一致ノ協力ニ依ツテ初メテ
 其ノ效果ヲ完ウシ得ルノデアリマス、政府ハ時局ニ鑑ミマシテ、國家總動員ノ實
 施ニ法的根據ヲ與フルノ必要ヲ認メマシテ、玆ニ本法案ヲ提出致シマシタ次第デ
 アリマス、何卒十分御審議ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ切望致ス次第デアリ
 マス

國家總動員法案は、政府提案のまゝ、無修正で議會を通過して、國家總動員法とな
 りましたから、右提案の理由の「本案」とあるところを、「本法」と讀み代へさへす
 れば、提案の理由は即ち制定の理由となし得るであります。

四 國家總動員法は教育を必須の前提とする

國家總動員法は、國民に國家總動員を理解せしめ、それに協力せしめる態度を養
 はんがために制定せられたのであります。即ち、國家總動員法を手がかりとして、
 國民に國家總動員そのものを把握せしめんとするものであります。國家總動員法そ
 のものを周知せしめるだけならば、公布に基き周到な周知方法を講ずることを以て
 足るともいひ得ますが、國家總動員法の理解を通路として、國家總動員そのものへ
 の心からなる参加が庶幾せられてゐる以上は、教育の力に俟たねばならぬことはい
 ふまでもありません。國家總動員法は、教育を必須の前提とする。國家總動員法ほど
 深く教育の助力を要望する法律は、さう澤山あるわけのものではないのであります。

この點については、議員と國務大臣との間に取交はされた質疑應答においても、屢々問題とされてゐます。例へば齋藤隆夫衆議院議員が、

今や外ニアツテハ百萬ノ皇軍ガ生死ヲ忘レテ國家ノ爲ニ戰ツテ居ル、ノミナラズ既ニ數萬ノ將兵ハ戰場ノ露ト消エテ居ルノデアアル、是ハ法律ノ力ニ依ルモノデアアリマセウカ、決シテサウデハアリマスマイ、又内ニ於テハ全國到ル處ニ愛國運動ガ起ツテ居ル、銃後ノ後援運動ガ起ツテ居ル、是ハ法律ノ力ニ依ルモノデアリマスカ、決シテサウデハアリマスマイ、日本國民ハ國家有事ノ秋ニ當ツテハ、各其分ニ應ジテ有ユル犠牲ヲ覺悟シテ居ル、是ハ法律ノ力ニ依ルモノデアアルカ、決シテサウデハアリマスマイ、百ノ法律ヲ作り、千ノ立法ヲ爲スト雖モ、國民ノ精神ガ茲ニ至ラナケレバ、斷ジテ此事實ヲ見ルコトハ出來ナイノデアリマス、然ルニ此國民性ニ向ツテ深キ考慮ヲ拂ハナイ、此國民ニ臨ムニ當ツテ法律萬能ヲ夢ミテ居ル

と肉薄するや、鹽野季彦國務大臣は

此國家總動員ヲ遂行シテ實績ヲ擧ゲテ參リマスノハ、國民ノ精神總動員ヲ必要トスルノデアリマス、單ニ法律ヲ規定シテ置クト云フバカリデハナク、是ガ實施ハ國民ノ總體ガ、其ノ固有ノ精神ニ依ツテ遂行スル所ニアルコトハ、洵ニ齋藤君ノ御説ノ通りデアリマス

と酬いてゐるが如き、その一場合であり、また、牧野良三議員の質問に答へて、末次信正國務大臣が、

國民ニ對シマシテハ、豫メ之ヲ理解シテ置イテ貫ヒタイノデアリマス、日本精神、忠君愛國ノ魂ハ最モ必要ナ點デアリマシテ、此精神無クシテハ、國家總動員ハ全キヲ得ナイコトハ申ス迄モアリマセヌ、此精神ヲ基礎トシテ本法ノ實施ヲ期スルコトハ無論ノコトデアリマス、政府ハ我が日本國民ナレバコソ、此法案ノ精神内容ヲ理解シ、必ず協力ヲ得ルコトヲ期待シテ居ルノデアリマス
 といつてをるのも、その一例であります。

まことに、國家總動員法は、外部的制裁の力に頼らず、内心的教育の力を恃みて

のみ、よくその立法の精神を貫き得るところのものなのであります。

五 國家總動員法の骨子

欣然として國家總動員に参加するためには、必ず、國家總動員法を手がかりとして、國家總動員の何たるかを明かにせねばなりません。こゝに、國家總動員法を研究するの必要があるわけであります。

本法は、附則を除き本文五十箇條より成りますが、第一條乃至第三條に、國家總動員・總動員物資・總動員業務の定義を掲げた後、第四條乃至第二十條に、總動員の戰時措置を、第二十一條乃至第三十一條に、總動員の平時措置（同時に戰時措置たり得る）を定め、第三十二條乃至第四十九條に、罰則を置き、第五十條に、國家總動員審議會のことを規定してをります。

さて、國家總動員の定義如何といふに、「本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ

有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」といふのであります。こゝに「戰爭ニ準ズベキ事變」とは、宣戰布告等のことがないために戰爭とは稱し難いが、實質上戰爭と異なる所なき對外事變、例へば今次の支那事變の如きを意味するものであつて、天災事變・國內騷擾等の如きものを含みません。企畫院は、右の定義を布衍して、國家總動員を次のやうに説明してゐます。

近代戰爭の特質に鑑み、一朝有事に際し、國に兵力の巨大なる整備を要するばかりでなく、これに要する軍用資材の供給を確保するが爲には、その供給源たる一國工業力を平時に於て培養助長すると共に、有事に際し、これを平時の態勢から戰時の態勢に迅速且組織的に轉移せしめ、その最大能力の發揮を期する爲に軍需工業動員の準備あることの必要なることは、現下の事變に於て何人も痛感した所であらう。

然し乍ら上述の軍用資材の需要充足は必然にこれが充足を擔當する國防諸産業の運営上必要な各般の需要の充足を隨伴する。原材料、燃料、電力に對する需要、

運輸通信手段に對する需要、科學的研究に對する需要等所謂間接的軍需の充足確保は直接的軍需と殆ど軒輊する所のない重要性を有する。他方此等の直接間接の軍需充足が如何に確保せられたとしても、一般經濟の運行特に國民生活上の需要が極度に抑壓せられ、その生物的乃至心理的生存の最低限度が保證せられないならば、實に軍需充足の根本を阻害するのみでなく延いては國民の精神を萎靡沈滞せしめ、遂には戰勝目的の達成をも阻害するに至るべきことは世界大戰に於て獨逸が敗殘國となつた経路に徴しても明かなことである。此の故に近代戰爭が大規模且長期に互る傾向の尠からざるに鑑み、戰時に於ける國家態勢は物的需要充足の見地に於ては、莫大なる軍需の充足と、他方に於ては、兎もすれば破綻を來さんとする一般經濟就中國民生活を確保することを、二大目標とせざるを得ない。更に此等の需要充足方策と相表裏する所の金融統制、國民勞力の運用、或は國民精神の戰勝目的達成への動員等、要するに近代戰爭はもはや兵力のみの鬭争ではなく、その背後に於ける一國の有する物心兩面に互る總ての力を戰勝といふ一の

最高目的に指向せしめ、戰線と銃後とが眞に一體となつて、國力對國力の鬭争を行はねばならぬのであつた。國家總動員とは實にかゝる事實を指稱するのである（週報・第七一號）。

之を要するに、今日の戰爭は、國の全力を傾け盡くしての鬭ひであつて、國民の側からいうて、戰の場に立つと立たぬとの區別はないのであり、いざ戰爭となれば、銃後の國民も戰時部署に就かねばならぬのであります。しかし、銃後の戰時部署は、戰線に活躍する將兵の全部的かつ直接的戰鬭行爲とは異り、一定の範圍内における間接的戰鬭行爲の態勢でありますから、銃後の戰時部署たる國家總動員については、豫めその範圍が定められてあることを必要と致します。國家總動員法が、戰時措置と、その準備たるべき平時措置とを中心として、組立てられてゐる所以であります。而して、戰時措置及び平時措置の兩者につき規定を置くに當り、總動員の客體となるべき總動員物資・總動員業務の二つにつき、定義を與へてゐます。

先づ、總動員物資（第二條）とは

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、装置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

をいひ、次に、總動員業務（第三條）とは

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生、又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

をいふのでありますが、特に注意すべきは、勅令を以て指定されることあるべき總動員物資及び總動員業務であります。牧野良三議員は、衆議院において、

殊ニ注意スベキハ第二條動員物資ニ關スル規定デアル、其ノ第一項ニ一號ヨリ八

號マデ、動員物資ト云フモノハドウ云フモノデアルカト云フコトヲ丁寧ニ記載シテアルカラ、是ダケデ宜イカト思フト、サウデハナイノデアリマス、更ニ第九號ニ至ツテ『前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資』ト書イテ、他ノモノモ一網打盡ニ此處へ持ツテ來テ居ルノデアリマス、及バザル所ナク、能ハザル所ナキ立法デアリマス、更ニ第三條ニ於テモ同様デ、動員業務トハ何ゾヤト云フコトヲ、一號カラ八號マデ規定シテアツテ、眞面目ナ所ヲ見セルガ如クニシ、第九號ニ至ツテ何ト言ウテ居ルカ、『前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務』ト、是デヤ書カナイ方ガ宜イ

と論じて居ります。

更に、一般的に突き込んで、齋藤隆夫議員は、

憲法上ノ法律事項ガ悉ク勅令ニ讓ツテアル、法律ニ依ルニアラザレバ制限シ、剝奪スルコトノ出來ナイ日本臣民ノ權利自由ヲ、擧ゲテ政府ノ獨斷專行ニ委ネルト

云フノガ、此法案ヲ通ズル所ノ目的デアアルノデアアル、若シ疑ハル、ナラバ此法案ノ内容ヲ一瞥シテ見ル、先ヅ第二條ニハ總動員物資ト云フモノガ掲ゲテアル、是ハ一號ヨリ八號マデ掲ゲテゴザイマスルガ、是ハ全ク例示的ナ規定デゴザイマシテ、其ノ外如何ナルモノヲ總動員物資トスルカト云フコトハ、全然勅令ニ讓ツテアル、故ニ日本全國ノ物資即チ國民ノ財産デアリマス、動産、不動産デアリマス、此國民ノ財産ヲ全部總動員物資トスルコトモ、自由ニ政府ガ決メルコトガ出來ルノデアアル、次ニ總動員業務ト云フモノガ掲ゲテアリマシテ、是モ一號ヨリ八號マデ例示的ノ規定ガゴザイマスケレドモ、此外如何ナルモノヲ總動員業務トスルカハ、全然勅令ヲ以テ指定スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、是亦政府ノ自由ニ日本全國ノ有ユル業務ヲ、擧ゲテ以テ總動員業務ト指定スルコトガ出來ルノデアアル、而シテ此物資ヲ使用スルコトヲ全ク勅令ニ讓ツテアル、又是等ノ業務ニ對シテ日本國民ヲ強制徴發スル、其他此業務ヲ擧ゲテ直接間接ニ支配スルノハ、是亦勅令ニ依ツテ自由ニ處分スルコトガ出來ルノデアアル、其ノ外輸出入ノ統制カラ輸

入税及び輸出税ヲ新ニ課スル、或ハ之ヲ増加減免スルコトモ全ク勅令ニ讓ツテアル、銀行會社ノ資本ノ増加、合併、目的ノ變更、社債ノ募集、利益ノ處分、其他千差萬別國民ノ生活ニ極メテ重大ナル關係ヲ持ツテ居ル所ノ物資、業務、之ヲ擧ゲテ勅令ニ讓ツテアル、即チ非常ナ廣範圍ニ互ツテ法律ニ代ルベキ勅令ヲ制定セントスルモノデゴザイマシテ、是ガ所謂憲法上ニ於ケル委任立法デアアルノデアリマス、非常ニ廣範圍ニ互ツテ委任立法ヲ規定セントスルノデアアルというてゐます。

國家總動員法は強度の委任立法であるとする、右のやうな質疑に對する政府の態度を、委員會における應酬を要約して、渡邊千冬子爵は、

本法ハ戦争ノ規模、對手國等ノ如何ニ依リ千變萬化スル事態ニ對應スル爲ニ、又總動員計畫ガ外國ニ窺知セラル、コトヲ避ケル必要上、具體的事項ハ之ヲ命令ニ讓リ、法律ニハ抽象的ニ規定スルコト、シタト云フ答辯ガアリマシタ
とか、

「本法ハ大綱ニ付規定シテアル關係上、具體的事項ハ命令ノ規定ニ讓ラナケレバナラヌガ、其ノ具體的事項ノ中ニハ、國民ノ權利義務ニ關スル重要ナルモノヲ相當含ンデ居ル、此ノ種ノ事項ハ法律ト同一視スベキ委任命令ノ形式ニ依ツテ規定スルノガ適當デアアル、本法中數箇條ノ規定ハ、今日ノ處執行命令ニ依ルモ差支ナイト認メラル、ガ是トテモ將來事態ガ變化シタ場合ニハ、其ノ範圍程度ヲ擴大セラレ、立法事項ニモ觸ル、場合モアルノデアアルカラ、專ロ委任命令ノ形式ニ依ルヲ可トスル、又委任命令ハ、本質上法律ニ規定スル義務ノ範圍内ニ限ラレルノミナラズ、事態ニ順應シテ必要ナル最小限度ニ拘束ヲ止メ得ルノ利益モアルカラ、何等不安ハナイ譯デアアル、國民ノ一部ニ不安ヲ懷カシメタコトハ遺憾デアアルガ、運用上十分注意シテ誤解ヲ一掃スルコトニ努メタイト云フ答辯デアリマシタ」
とか、政府の意のあるところを代辯してをるのであります。

衆議院は、國家總動員法案を議決するに當り、

本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ全ク異例ニ屬ス政府ハ將來努メテ其ノ立法化ヲ圖

ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行シ又之ガ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主的發露ヲ基調トシ苟モ本法ヲ濫用シテ人心ノ安定ヲ脅威シ産業ノ發達ヲ阻止セザル様嚴ニ戒心スベシ

との附帶決議を可決してゐます。政府も、本法第五十條に基づき、「本法施行ニ關スル重要事項（軍機ニ關スルモノヲ除ク）ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク」場合には、

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルコト、前項ノ貴族院議員及衆議院議員ハ委員ノ過半数ヲ占ムルコト

とし、これによつて議會の意思を尊重する態度を實現すること、なつてゐるのであり、現に右の通りに實行されてをります。

六 國家總動員の骨子

國家總動員法に規定されてゐる國家總動員は、之を戰時措置と平時措置とに二分することが出來ます。國家總動員が廣義國防そのものとして、その威力を發揮するのは、いふまでもなく戰時措置でありますが、その戰時處置を完全ならしめんがためには、平素から周到に準備されてゐなければならぬ。平時措置は即ち戰時措置の準備であり、基礎陶冶たる意味を有するものであります。而して、平時措置が有時の際と雖も停止しない點から見て、平時かつ戰時措置、約して平戰措置といつてもをります。この平時措置として、國民精神總動員は頗る重要な役割を演ずるものでありますから、國民精神總動員は、國家總動員中に包含せられるのであります。たゞ、國家總動員法は、總動員物資と總動員業務の側から國家總動員を規定してをるので、國民精神總動員のことを明記しなかつただけであります。國家總動員と教育との關係を考察するに當つては、特に右の點を忘れてはならぬのであります。

甲、戰 時 措 置

勞務 軍動員の結果として、國內勞務力が不足するに拘らず、激増する軍需を充

足せんがために大いに勞務力を必要とする。そこで、一方では勞務力の増加を圖り、他方では勞務の統制を強化し、勞務の需給を調整し、勞務の配置を適當ならしめる措置を必要とする。勞務力の自由募集により目的を達し得ない場合に、帝國臣民に總動員義務とも稱すべき國防義務を課して、必要方面の業務に従事せしめ（第四條）、従業者の使用、雇入及び解雇に關し必要な措置を行ひ得る外、賃銀その他の勞働條件に關し、例へば、勞働時間の延長を命ずる等のが出來（第六條）、國家總動員の目的達成を阻害せしめざらんがために、勞働爭議の豫防乃至解決に關して、所要の措置を講じ、爭議手段の禁止をなし得る（第七條）が如き、即ちこれでありませぬ。

物資、遽かに増大する軍需に應じ切れぬ物資については、その生産・消費・使用・移動・讓渡・輸出入等を統制し（第八條）、必要ある場合には、政府において之を使用又は收用し得る（第一〇條）。特に、輸出入に關しては、右の見地からの措置のみならず、國際貸借の改善に資するため、不要不急物資の輸入を制限禁止し、或は輸出を命じ得るのであります（第九條）。

施設 戦時重要施設の運営を政府の統制下に置き、或は進んで政府自ら之が運営に當り得るやう、政府において、重要施設及び總動員上必要な土地家屋等を管理・使用又は收用し、更に、事業の擴張を圖るため設備の新設・擴張又は改良を命じ、また、物資・勞力・資金等が不急不要方面の事業に吸収せられるのを防ぐ必要があるので、この種の事業設備の新設擴張等を制限禁止し得るのであります（第一二、一三、一四、一五、一六條）。

事業統制 重要事業の統制については、先づ業者の自主的統制に期待し、この自主的統制をして、最も國家總動員に適合せしむべく、國において調整するため、同業者又は關係業者間の統制協定、變更等につき必要な措置を講じ得ますが、進んで、同業者又は關係業者をして、組合を結成せしめて、共同購入・共同販賣を行はしめて、事業統制の徹底を期することを得しめてゐます（第一七、第一八條）。

資金 戦時における資金需給の適合を圖り、物資勞力等の調整に資するために、資金需要の方面については、比較的多額の資金を吸収する會社の設立・増資・起債

等につき制限禁止をなし、資金供給の方面については、銀行・信託會社その他の金融機關の資金の運用につき所要の措置を取ることが出来るのであります（第一一條）。
物價 戦時における軍需の調達に資し、一般の經濟を圓滑に運行せしめ、國民生活の安定を確保するため、物資の價格・運賃等につきその暴利を取締り、その過當なる騰貴を抑制する等、物價統制に關し必要な措置を採り得ます（第一九條）。
新聞その他出版物 軍事外交に止まらず、財政經濟その他に關しても、國家總動員上の必要ある場合には、これが掲載を制限禁止し、その違反者に對し、必要の措置を講じて、國家總動員の遂行の完全を期してをるのであります（第二〇條）。

乙、平時措置

國民登録 戦時の國民徵用實施に資し、かつ、勞務の需給調整の基礎資料を得るため、平時より國民の職業・技術等を登録・整理し置かんがために、國民に所要の申告をなさしめ、當該事務に鞅掌する官吏をして、實地につき必要な検査をなさしめ得ることにしてゐます（第二一、三一條）。

技能者の養成 技能者特に熟練工の如きは、戦時において著しく不足することは明かであり、かつ、これが養成は急速に行ひ得ない性質のものであるから、平時から養成して有事に備へねばなりません。そこで、學校・養成所等に對しその養成を命じ、また、此等の者の再教育に資するため、雇傭主に對しても、その養成上に必要な命令をなし得るのであります（第二二條）。

物資保有 戦時供給力十分ならずと考へられる重要物資は、その貯藏を圖るため、一定の業者に命じて保有せしめてゐます。現に、石油業法に基づき石油を、製鐵事業法に基づき製鐵原料を、各業者をして保有せしめてゐますが、その趣旨を擴張したのであります（第二三條）。

計畫の設定と演練 國家總動員は、廣汎多岐に亙るから、その實施には綿密周到な計畫の設定を必要とする。政府の設定する國家總動員計畫に基づき、工場における細部具體的な戦時増産計畫等を、工場主等をして設計せしめ、また、これが演習訓練を行はしめて、戦時における計畫遂行に支障なからしめてゐます。防空法によ

り、防空計畫設定を命じ、防空演習を行はしめるのも、同趣旨であります(第二四條)。試験研究 國防目的の達成上、科學動員が戦時特に重要性を有するに鑑み、平時から、工場・事業場の事業主、試験研究機關の管理者等に對し、必要な試験研究をなさしめ得るのであります(第二五條)。

事業助成 重要物資の國內生産力の整備擴張を期するために、これらの物資の生産又は修理の事業主に對し、一定の利益を保證し又は補助金を交付して、その事業の助成を圖り、必要に應じて、生産・修理をなさしめ、又は必要な設備をなさしめ得ます(第二六條)。

補償 本法の施行により、國民に對し特別の損失を與へる場合には、政府において之を補償致します。而して、補償額の公正を期するため、之を決定する場合には、官民の代表者から構成される總動員補償委員會の議を経るのであります(第二七、二八、二九條)。

國家總動員の何たるかを明かに把握せしめることを當面の課題とする場合には、

戦時措置と平時措置との兩方面を、國家總動員教育の對象とすべきことはいふまでもありませんが、教育を以て、根本の營みであり、基礎の陶冶であり、態度の育成であると做す限り、國家總動員教育は、國民精神の作興と相俟つて、平時措置を中心對象とするものでなければなりません。

七 遵法を内容とする道德の實踐

國家總動員法案の審議に當つて、憲法第三十一條との關係が問題となりましたが、これは、なるべからざる問題が、問題となつたものといひ得るかと思ひます。憲法第三十一條は、

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

との、憲法上諭に示させ給うた聖旨に基づき定められてゐる憲法第二章臣民權利自由の保障を、「本章ニ掲ケタル條規ハ戦時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行

ヲ妨クルコトナシ」と宣言して、必ずしも保障せざることを、明かにしてゐるものであります。本條について、「憲法義解」は、

本章(第二章)掲クル所ノ條規ハ憲法ニ於テ臣民ノ權利ヲ保明スル者ナリ蓋立憲ノ主義ハ獨臣民ノミ法律ニ服従スルニ非ス又臣民ノ上ニ勢力ヲ有スル國權ノ運用ヲシテ法律ノ檢束ヲ受ケシムルニ在リ唯然リ故ニ臣民倚テ以テ其ノ權利財産ノ安全ヲ享有シテ專横不法ノ疑懼ヲ免ルルコトヲ得ヘシ此レヲ本章ノ大義トス但シ憲法ハ猶非常ノ變局ノ爲ニ非常ノ例外ヲ掲クルコトヲ怠ラス蓋國家ノ最大目的ハ其ノ存立ヲ保持スルニ在リ練熟ナル船長ハ覆没ヲ避ケ航客ノ生命ヲ救フ爲ニ必要ナルトキハ其ノ積荷ヲ海中ニ投棄セサルヘカラス良將ハ全軍ノ敗ヲ避クル爲ニ已ムヲ得サルノ時機ニ當リテ其ノ一部曲ヲ棄テサルコトヲ得ス國權ハ危難ノ時機ニ際シ國家及國民ヲ救濟シテ其ノ存立ヲ保全スル爲ニ唯一ノ必要方法アリト認ムルトキハ斷シテ法律及臣民權利ノ一部ヲ犠牲ニシテ以テ其ノ最大目的ヲ達セサルヘカラス此レ乃元首ノ權利ナルノミナラス亦其ノ最大義務タリ國家ニシテ若此非常權ナ

カリセハ國權ハ非常ノ時機ニ際リテ其ノ職ヲ盡スニ由ナカラムトス

というてゐます。この非常大權は、戦争になつたからというて行使せられるとは決してをらず、日清・日露の役にも發動しなかつたのであります。然るに、國家總動員法は、戦争が始まるとすぐに活動を開始するものであるのみならず、その平時措置に關する規定の如きは、戦争なきの時においても生きて働いてゐるのであります。更に、非常大權は、國家總動員法の規定に拘らず、その行使を完うし得るものでありますから、國家總動員法と憲法第三十一條との間には、牴觸干犯の關係を生ずる餘地はないのであります。また、

此三十一條ノ規定ニ依ツテ、勅命ニ依ツテ吾々が命令ヲ受ケマスル時コソ即チ大元帥陛下ノ下ニ國民ガ勇ンデ出征スルト同様、生命モ財産モ喜ンデ之ヲ擲チマス、戰場ニ於テ將兵ガ 天皇陛下萬歳ト唱ヘテ、從容死ニ就クト同様ニ、此三十一條ノ規定ノ發動セラレタ時ニハ、國民ハ 天皇陛下萬歳ト唱ヘテ財産モ生命モ擲チマス、喜ンデ之ヲ國家ノ爲ニ捧ゲルノデアリマス、此國民ト政府ト渾然一體ト成

ツタ協力ニ依ル國民總動員ヲ、何故政府ハ計畫ヲシナイノカ、國民精神ヲ十分ニ理解ヲシテ、國民ト共ニ總動員計畫ヲ進メテ行クト云フ考ヘハナイノカ、斯様ナ法律ヲ作ツテ、却ツテ國民ノ忠誠ノ觀念ヲ傷ツケルガ如キ法律ヲ作ルコトガ、國民ト協力ヲ求メル途デアルカドウカ」(深澤豊太郎議員質疑)

といふやうな非難も、兵役の義務が兵役法といふ法律によつて具體的に定められあるにも拘らず、我が國民の忠誠心が少しも害はれてゐない點に思ひ至りますならば、問題とはならぬのであります。法律に遵うての行爲は、本來的に低い價值しかないと決めてかかることは、「教育ニ關スル勅語」に仰せられた「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」の聖旨を辨へない思想であります。 明治天皇は、

さだめたる國のおきてはいにしへの聖の君のみこゑなりけり

とも詠ませ給うてゐるのであります。

右の見地より致しまして、

何レモ國民ノ生存權ニ極メテ重大ナル關係ヲ持ツテ居リマスル其事柄ヲ、法律ノ

カヲ以テ國民ヲ金縛リニスル、其ノ上之ニ臨ムニ三年ノ懲役、一萬圓ノ罰金ヲ以テスル、斯ノ如キ苛酷ナル法律ヲ作ルニ非ザレバ、今日國防ノ目的ヲ達成スルコトガ出來ナイノデアルカ、否、斯ノ如キ立法ヲ爲スコトガ眞ニ國防ノ目的ヲ達スル所以デアルカ(齋藤隆夫議員質疑)

といふやうなことも、俗論として斥けたいと思ひます。なるほど、論語には「子曰く、之を道くに政を以てし、之を齊しくするに刑を以てすれば、民免れて恥づるなく、之を道くに徳を以てし、之を齊しくするに禮を以てすれば、恥づるあり且格す。」とあります。しかし、これは理想であつて現實ではありません。然るに、國家總動員法は現實であつて理想ではないのであります。實朝ならずとも、「山はさけ海はあせなん世なりとも君に二心われあらめやも」と謳ふところの御民我等の刑法に、「皇室ニ對スル罪」が規定されてゐるではありませんか、また、「海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、 大皇の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」と、勇躍奮戦する我が皇軍の將兵に對して、陸海軍刑法が制定せられ、「逃亡ノ罪」や「俘

虜ニ關スル罪」さへ定らめれてゐるではありませんか。問題は、かくの如き刑罰を適用する必要なきに至らしむる道如何、といふ點にかゝつてゐると考へられます。

義務教育は、市町村を義務づけて尋常小學校を設置せしめ、保護者を義務づけて學齡兒童を尋常小學校に通學せしめてゐますが、世間の誰もが、法律的義務の履行として、子女を尋常小學校に通學せしめてゐると感じてゐる者はなく、立派な日本人に育て上げたいとの一念から、子女を尋常小學校に託してゐるのであります。ここでは、法律的義務は蔭にかくれて、親の愛といふ道義が全部を蔽うてをります。しかし、この事實によつて、義務教育の法律的義務性が消去するわけではありません。法諺に、「正直者に法なし」(For the upright there are no laws.)といふのがあり、正直者は法規範をそのまま忠實に遵守するから、その規範違反の場合を待ち受けてをる制裁を、最初から問題にしてゐない、即ち制裁法が存在しないのと同様であるとの消息を傳へてゐるわけでありませう。遵法を以て、「教育ニ關スル勅語」に仰せられるやうに、國民道德の内容とするやうな道義觀に培はれてゐる限り、制裁の

伴へる規範は、之を實踐してもその價值は低劣であるなどは申されませぬ。されば、制裁の附着せる規範は、常に行爲者の内心的自由を蹂躪してゐなければ遵守されないと見ることは謬見であり、たゞ、行爲者の自由意思に反しても、強制的に遵守せしめれるといふに止まります。公民教育は、制裁の附着する規範であるといふことだけで、規範の價值を低くは評價せず、生徒をして、制裁を氣にすることなく、規範そのものを實踐して、「正直者に法なし」の境地に到達せしめることを目指して、精進するものであります。

國家總動員法についての理解を深め、それを規定した國家總動員法の意義を明かにし、銃後よく國防の大任を果たすにつき遺憾なからしめんには、どうしても、教育の力に頼らねばなりません。教育者は、自ら日本人の一人として、國家總動員法の有力なる體得者となると、もに、教育者としては、生徒を導いて、國家總動員法に參加するにつき、必要にしてかつ十分な素地の育成に努めて、國家總動員法が、深く教育者に期待してゐる所以のものに、酬ゆるところあらねばなりません。

跋章 隠れたる努力

この度の國民精神總動員は、大和魂の總動員であります。國民の全部が、大和魂即ち日本精神を振ひ起して、各自の日常生活を通じて各自の本務を盡くし、各自の能力に應じて皇運を扶翼し奉らうとするところの運動であります。運動の性質は、一にも實行、二にも實行の、實行運動であります。私も、我が大君の御民の一人として、欣然としてこの運動に参加し、全力を盡くして實行に精進致したいと念願するものであります。このお話を致すことそのことも、私の分に應じての實行と心得てをるのであります。

さて、この國民精神總動員運動の目指すところはどこにあるかと申しますと、いふまでもなく、支那事變をして有終の美を濟さしめることに存するのであります。支那事變における有終の美を濟すには、先づ、いくさに勝たねばなりません。しか

し、いくさに勝つだけでは未だ足りません、世界歴史を飾るに足る文化的事業を遂行致さねばならぬのであります。元來、支那事變は、「管に日本の安全の見地からのみならず、廣くは正義人道の爲、特に東洋百年の大計の爲に支那に對して一大鐵槌を加へまして、直ちに抗日勢力の依つて立つ所の根源を破壊し、徹底的實物教育によつてその戰意を喪失せしめ、然る後に於て支那の健全分子に活路を與へまして、これと手を握つて俯仰天地に愧ぢざる東洋平和の恆久的組織を確立するの必要に迫られて來たのであります。このことたる、吾々が今日之を解決せざれば吾々の子孫が更に大なる困難の下に、いづれの日にか解決を必要とするものであります。果して然らば、この日本國民の歴史的大事業を吾等の時代に於て解決することは、寧ろ今日生を享けたる我等同時代國民の光榮であり、吾々は喜んでこの任務を遂行すべきであると思ふのであります。」と近衛首相も申されてをりますやうに、支那事變は實に日本國民の歴史的大事業なのであります。その事業の容易ならぬ大事業であるだけそれだけ、それに伴ふ困難も亦容易ならぬものがあるのであります。こゝに、

國民のすべてが、男も女も、老いたるも若きも、銃剣を執る者も鋤鋤算盤を取る者も、敢然として立ち、大君の御稜威の下に一致團結して、發展日本のために粉骨碎身すべき根拠が存するのであります。これは、日本國民として、今こそ「爲すべきこと」なのであります。有名な哲學者の言葉に、「汝なすべきである、それ故に成し能ふ。」といふのがあります。「成し得る」といふことから「爲すべき」ことが導き出されるのではない。「爲すべき」ことであるから、「成し得る」のだといふ意味であります。日本國民として「爲すべきこと」である以上、それは「成し得ること」なのであります。 明治天皇は、

しきしまのやまと心のを、しきはことある時ぞあらはれにける

世の中の事ある時にあひてこそ人の力はあらはれにけれ

と御製遊ばされてをります。大和魂の前には、困難はあつても不能はないのであります。斷じて不能はないのであります。

この不能を知らざる大和魂も、それを培ふに方法を以てしなければ、全力の發揮

は望み得ないのであります。國民精神總動員におきましては、舉國一致、盡忠報國、堅忍持久の三綱領において、(一)必勝の信念の涵養、(二)困苦缺乏に堪へる心身の鍛練、(三)和協奉公の精神の發揚、(四)銃後の後援、(五)非常時の財政經濟政策に對する國民の協力、(六)資源の愛護の六項目を實行しようではないかといふのであります。私は、いま、これらの實行に當つて、私自身の持してをる心構へを申上げて見たいと思ふのであります。一言にして申しますならば、それは、「隠れたる努力」を重んずるといふことであります。

一般的に申しまして、世の中のことは、萬事萬端、「隠れたる努力」の賜物であります。早い話が、私の只今致してをりますお話が、皆さんのお耳に達しますについで、放送受信の技術の發明から、今日の進歩發達せる状態に至るまで、量り知るべからざる「隠れたる努力」のお蔭であることを思はざるを得ません。また、關西に生れ、關西に育つた私のお話を、東北の皆様聞いて理解していただき得ることに ついては、我々の祖先の「隠れたる努力」の結晶たる日本語の難有さを思はずには

居られません。

いま、私は、この「隠れたる努力」といふ見地から、今回の事變を考へ、國民精神總動員の心構へを述べて見たいと思ひます。

最初に、現に盡されつゝある「隠れたる努力」に、深甚なる謝意を表したいと存じます。

第一に、北支・上海・南支に轉戦せられつゝある皇軍將兵の皆様が、言語に絶する困苦缺乏に堪へられながら、「海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、大皇のへにこそ死なめ、かへり見はせじ」、「ふる雪の白髪しろかみまでに大君につかへまつれば貴くもあるか」などの心を實踐に移されまして、赫々たる武勳を、しかも、黙々としてお樹て下さる「隠れたる努力」に對しては、何とお禮を申してよいやら、たゞ、感謝、たゞ、感激あるのみであります。

次に、一家のよき子、よき兄、よき父、よき夫を戦の場を送つてをられる皇軍將兵の遺家族の方々が、「うちのことは心配なく」と、戦地へ申送られるお氣持に潛む

ところの「隠れたる努力」に、限りなき敬意を表したいと思ひます。先日、畏くも皇后陛下には、

なぐさめむことの葉もがなたゝかひの

にはをしのびてすぐすやからを

との難有い御歌を賜つて、出征將兵の遺家族を御慰問下さいました。「戰場はいかゞであらうと家中案じ暮してゐる家族の人たちをどう慰めてよいであらうぞ、」との御意と拜察されます。かつて、日露戦争最中の明治三十七年九月二十五日に、明治天皇は、畏くも

子らは皆軍のにはに出ではて、翁やひとり山田もるらむ

との御製もてお慰め下さいましたが、當時、一人子が召集せられて遠く滿洲の野に出征したので、殆ど茫然自失したさまであつた田舎の老翁が、この御製を拜し、聖徳に感謝して、再び業に勤めるに至つたといふ話も傳へられてゐます。御聖旨の程、難有き極みでございます。

それから、一般の世間が盡しつゝある「隠れたる努力」に感謝いたしたいと存じます。強健なる身體、剛健なる精神の持主の皇軍將兵を生んだ母親、それを育てた家庭が第一に注意されねばなりません。佐久良東雄が、「すめろぎにつかへまつれと我を生みし、我垂乳根は尊くありけり」と歌うてをるのは、その間の消息を傳へて餘蘊がありません。次に、學校の教育特に小學校の教育の「隠れたる努力」は忘れられてはなりません。普佛戦争にプロシアが勝つて、モルトケ將軍が凱旋した時に、「小學校教員諸君の努力によつて今日の捷利を見たのだ」といはれたと傳へられてゐますが、將軍の謙遜な言葉でもありません。また、眞理たるを失ひません。更に、科學者の撓ゆまざる研究に對して、敬意を表することを忘れてはなりません。今日の戦争は科學戰であります、科學の力に頼り得ない支那と比較致しまして、特にその感を深くするものであります。それから、私は國民のあらゆる階層の「隠れたる努力」に對して感謝致してをります。近衛首相も、「第七十二議會に於て、尨大なる豫算が兩院とも全會一致を以て一瞬の間に協賛されましたる一事の如きは、日

本以外の國家におきましては容易に理解し難きところでありまして、特に日本内部の分裂を見越して排日強行の一理由として來ました所の支那政府の如きに對しては、意外なる精神的打撃を與へたこと、思ふのであります。素より私と致しましては、斯る國民諸君の協力誠意に對しましては感謝の念に堪へぬものがあるのであります。」というてをられます。二十五億何千萬圓かの支那事變費を負擔して、なほ綽々たる餘裕を示す我が國の富の力に對して、そのこゝまでに進めてくれた農・工・商等の業に従事せられる人達に、感謝致さねばなりません。而して、かゝる「隠れたる努力」に満ち溢れてゐる根源が、皇室中心とする我が國體の尊嚴無比なる歴史的組織に存するものなることを知るとき、私は諸君と共に、敢て諸君と共にと申します、日本臣民たるの恩寵を今更の如く、痛切に自覺せざるを得ないのであります。「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく念へば」の感の、ひし／＼と身に迫るのを覺えるものであります。

この感激にひたりつゝ、既に盡されてをり、かつ、現に盡されつゝある「隠れた

る努力」に感謝しつゝ、私は、國家の目的を以て私の目的となし、私の分に應じて、「爲すべきこと」を「成し得ること」として、實行致したい念願であります。元來、一致團結が強固でありますためには、同じ目標に向つて突進するといふことが、異つた職分において實現されねばならぬのであります。恰も、時計は正確に時を示すといふ點に一致を見ながら、文字盤は不動の態度を守り続けねばならず、長針は短針よりも十二倍の早さを以て進行せねばならぬやうなものであります。明治天皇の御製にも、

ほど／＼にこゝろをつくす國民のちからぞやがてわが力なる

と仰せられてあります。この度の國民精神總動員の實行運動箇條は、直ぐに實行の出来る、誰にでも實行出来る、實に卑近な實行運動であります。その卑近なる實行運動なることが、やがて、皇運を扶翼し奉ることに通ずるところの運動なのであります。私も、皆さんの冀尾に尾して、「隠れたる努力」に精進し、以て、第七十二回帝國議會開院式に賜はりました

朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

との御勅語の聖旨に、答へまつりたいと念ずる次第であります。

公民科の本義終

昭和十四年一月五日 印刷
昭和十四年一月十五日 第一刷發行

公民科の本義
定價貳圓

不許
複製

著者

廣濱嘉雄

發行者

東京市四谷區仰町三丁目二十二番地
宇野橘

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地
白井赫太郎

發行所

東京市四谷區仲町三番
電話振替東京四谷二九九八番

同文書院

精興社印刷

同文書院刊行圖書

文學博士 新見吉治	文學博士 長田新	文學博士 吉田熊次	文學博士 野上俊夫	文學博士 勝部謙造	文學博士 清原貞雄	文學博士 鹿子木員信	文學博士 勝部謙造	文學博士 長壽吉	文學博士 深作安文	文學博士 有高原巖	文學博士 藤村作
歷史教育論	教育活動の本質	社會教育原論	青年の心理と教育	人間を見つめる	國民道徳原論	すめらあじあ	現代哲學の根本問題	新修史學概論	社會思想の批判的研究	概觀東洋通史	日本文學原論
定價三圓八十錢 送料二十二錢	定價三圓八十錢 送料二十二錢	定價三圓五十錢 送料十八錢	定價三圓 送料二十二錢	定價二圓八十錢 送料二十二錢	定價四圓八十錢 送料二十二錢	定價十四圓	定價三圓八十錢 送料二十二錢	定價二圓二十錢 送料十八錢	定價四圓五十錢 送料二十二錢	定價五圓 送料二十二錢	定價三圓八十錢 送料二十二錢

2755
98

14年 1月 26日

子

閱覽完濟

